

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 1 5 年 1 2 月 1 7 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 6 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	大竹委員長、秋山副委員長、山田・横田・菊地・小前・佐々木（勝） 各委員 （上野委員欠席）		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <			

～ 会議の概要 ～

○委員長

ただいまから委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、菊地委員、小前委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「高速道路整備をめぐる行政と地方意見について」

○（企画）八木主幹

高速道路整備をめぐる行政と地方意見について、報告いたします。

初めに、高速道路整備をめぐる行政についてであります。小泉内閣の下、道路関係4公団の民営化が進められており、昨年は、道路関係4公団民営化推進委員会により、道路公団にかわる新会社について検討され、昨年12月には意見書が提出されております。これを受け、昨年12月12日の政府・与党申合せにより、公団の民営化に向けた当面の措置について、建設コストの削減などのほか、新直轄方式の導入が確認されております。

新直轄方式は、新会社による整備を補完するものとして約3兆円を目安として国と地方が負担し、料金収入により管理費を賄えない路線など、新会社による整備・管理が難しいと見込まれる路線等を整備するものでございます。新直轄方式での整備区間は、国土開発幹線自動車道建設会議、略して国幹道と申しますが、ここで決定されることとされ、その判断資料として、国土交通省により整備計画区間9,342キロメートルのうち、残事業区間70路線、約2,000キロメートルについての事業評価作業が、今年の春から進められてきたところでございます。北海道横断自動車道、余市・小樽間24キロメートルにつきましては、ただいまのこの評価の対象となっております。

国土交通省は、評価作業が終了しましたことから、11月28日に全国70路線の事業評価結果を公表してございます。事業評価結果は、費用対便益、採算性、外部効果のそれぞれの評点を算出し、重みづけにより補正をして総合評価を行ったものでございます。余市・小樽間につきましては、資料1をごらんください。全国70路線の中で、総合評価では32位、Cグループということでございました。採算性につきましては、ここにございませんけれども、22位で、比較的高順位でございました。しかし、路線延長が短く、また、後背地が狭いという、この余市・小樽間につきましては、外部効果が38位と低くなりまして、そのことから総合評価も上がらなかったと理解してございます。

次に、高速道路整備の地方意見についてであります。国土交通省は、国幹会議が新直轄で整備する区間を決定する判断資料として、この事業評価結果を基に、都道府県知事に対し、今後の高速自動車国道の整備の在り方について並びに新会社の枠組みについて、この2点の意見を、12月8日を期限として求めたところでございます。知事は意見を述べるに先立ちまして、道内の各期成会など関係団体に対しまして意見を求めましたことから、北海道横断自動車道、黒松内・小樽間建設促進期成会といたしましては、12月3日に、資料2にございますとおり、意見を提出してございます。意見の趣旨としましては、余市・小樽間は採算性が高いことから、一日も早く新直轄や新会社のスキームを示し、早期に着工していただきたいという内容でございます。知事は、対象となる道内6区間につきましては、資料3の1にございますけれども、9,342キロメートルの整備計画区間全線の早期整備を前提とした上で、夕張・十勝清水間、七飯・国縫間、余市・小樽間の3路線は有料道路方式での整備を、残る3路線につきましては、新直轄方式での整備を選択するなどの意見を、国土交通省に対して提出してございます。

また、各路線ごとに、資料3の2にございますけれども、余市・小樽間の整備の必要性については、高次医療施設が集中する札幌市へのアクセス強化、札幌、登別、洞爺湖、小樽、ニセコ、積丹地域等をネットワークし、広域観光ルートを形成する、有珠山噴火など災害時のライフラインの確保の3点を挙げ、整備手法の考え方につきましては、採算性が比較的高いことから、公団あるいは新組織による有料道路方式での早期整備を求める意見を上げてございます。

さらに、今後の動きでございますけれども、この後、今月25日に開催が予定されております国幹会議におきまして、整備計画等についての審議が行われ、新直轄方式による第1次の整備区間が決定される見通しになってございます。

また、新会社の枠組みにつきましては、年内に開催が予定されている政府・与党協議会において原案が作成され、来年1月中旬の国会におきまして、民営化法案が提出される予定となっております。

○委員長

「庁達第9号の一部改正について」

○（消防）総務課長

平成15年6月10日から実施しておりました庁達第9号本部職員及び花園管内居住者による花園出張所ポンプ車の編成についての内容の一部を、平成15年12月1日から改正いたしましたので、報告申し上げます。

改正内容でございますが、今までは夜間・休日における花園ポンプ車の編成は、花園管内に居住する本部職員を除く消防署の交代勤務者とし、また、招集は銭函管内を除く2次出動指令があった時点としておりましたが、今回、これを改正し、「3次出動が指令されたとき」と改めたものでございます。要約させていただきますと、今までの花園管内居住者による編成及び3日に一度のローテーションによる担当は廃止し、今回、各出張所と同様に、3次出動で予備車を編成することとしたものでございます。

改正理由でございますが、6月10日から実施いたしました火災2次出動に伴う花園管内居住者による花園ポンプ車の編成は1回のみで、かつ出動はなしということで、事実上、消防活動はなかったものでございます。

次に、消防体制でございますが、花園ポンプ車は今回3次出動で予備車編成を行い、3次出動まで当番隊による繰上出動を行うことにしております。この繰上出動により、1次出動で4台、2次出動で3台、3次出動で3台の、3次出動まで10台の出動態勢は現行と同様の体制でございます。また、4次出動で、当番隊の2台に加え、必要により3次予備車編成隊5隊を特命出動させることにしております。これらの対応により、消防体制に影響が生じないものと判断したことが、改正の理由であります。

なお、本部員による花園ポンプ車の編成は、今後も継続いたしますが、編成時期や編成方法について、平成16年4月をめどに改正すべく、検討を行っているところでございます。以上、庁達第9号に係る一部改正について、報告を終了いたします。

○委員長

次に、本定例会に付託された各案件について、順次、説明願います。

「議案第6号について」

○（総務）総務課長

それでは、議案第6号小樽市公の施設の指定管理者に関する条例案につきまして、説明を申し上げます。

初めに、この公の施設というものについてでございますが、これは住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設と定義されるものであり、市の条例で定めているものとしたしましては、総合体育館や市民体育館など、不特定多数の住民が利用する施設のほか、小中学校や市営住宅、保育所なども含まれております。また、このほか、法令に基づくものとしたしましては、港湾施設や市道、公園などがございますけれども、今回対象となりますのは、個別の法令等で管理できる主体が決められているものを除く、すべての公の施設となっております。それらの公の施設の管理につきまして、本年9月2日施行の地方自治法の一部改正によりまして、これまでのいわゆる公共的団体に限って管理を委託できるという制度から、議会の議決を経て指定する指定管理者に管理を代行させることができるという制度に変更になったものであります。地方公共団体の業務も、従来よりいっそう民間に開放していこうという流れの中の改正であります。今後、公の施設の管理を他の団体等に行わせる場合には、この制度に基づいて行うこととなります。

条例案の具体的な内容であります。この条例は、指定管理者の指定等に関する基本的な手続等を定めるものでありまして、指定管理者の選定方法や公募について、また、指定を受けようとする者の申請方法や、選定基準等で成り立っております。具体的な管理者の指定に当たりましては、施設ごとの個別の条例を改正して、指定した者に管理を行わせるという旨の規定をし、今回の条例に基づいた手続により、管理者を選定し、議会の議決を経て指定することとなります。

ただ、現在、管理を委託しております施設につきましては、この改正に伴う管理方法の変更のために、経過措置として3年間の猶予が与えられており、その間に手続をしていくこととなっております。なお、その場合も、基本的には公募により、管理する団体を選定することとしておりますが、現在の管理委託団体をすべて必ず変えるということではなく、新しい制度に基づいて、議会の議決を経て、改めて指定するものであり、施設の性格、規模、機能等により、やむをえないと思われる場合には、同じ団体が継続して行うこともありうるものと考えております。

○委員長

「議案第8号について」

○（総務）職員課長

議案第8号小樽市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

失業者の退職手当に関して、雇用保険法の一部改正に伴う国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、雇用保険法の引用条項のほか、就職促進手当の新設に伴う所要の改正をしたものであります。なお、本制度は公務員に雇用保険制度がないための代替制度となるものです。

○委員長

「議案第9号について」

○（財政）市民税課長

議案第9号小樽市税条例の一部を改正する条例案について、説明申し上げます。

平成15年4月1日施行の地方税法の一部改正に伴う改正であります。

まず、市民税に係る主な改正であります。3点ございます。

1点目、一定の上場株式の配当所得及び株式等譲渡所得について、市・道民税として課税していたものを、平成16年1月1日以後に発生する所得について、道民税配当割及び道民税株式等譲渡所得割として課税することから、市民税所得割の課税標準から除くものであります。なお、市民税相当分については、後日、道から交付金として納付されます。

2点目、株式等譲渡所得と同様に、先物取引の差金等決済に係る損失の金額について、繰越控除を適用する規定の新設であります。

3点目、軽自動車税に関する申告書及び報告書の様式の全国統一化に伴う整備であります。

次に、固定資産税に係る改正であります。土地の価格が下落した場合における台帳登録価格の修正について、特例を設けるものであります。

○委員長

「議案第21号について」

○菊地委員

議案第21号小樽市非核港湾条例案について、説明します。

本会議でも北野議員が詳しく述べていますので、簡単に説明します。

イラクへの自衛隊派兵が、12月9日、閣議決定されて以来、多くの地方議会が、イラクへの自衛隊派兵に対する意見書を上げています。小泉首相は、国民の多くが危ぐする中で、あくまでもアメリカ追随の姿勢を崩していませんが、地方自治体においては、市民の安全・財産を守る責務がますます大きくなっています。小樽港が商業港とし

で発展することを願う市民の皆さんの意向を、ぜひ実現させてくださるよう訴えて、説明いたします。

○委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。共産党。

○菊地委員

議案第6号について

議案第6号小樽市公の施設の指定管理者に関する条例案について、何点かお聞きします。

これまでの管理委託制度から指定管理者制度に改めた、その施設の在り方と行政責任との関係がどのように変化していくのかについて、説明していただきたいと思います。

○（総務）総務課長

従前の管理委託制度から指定管理者に変わることによって、一番の違いは、やはり従前のように、公共的な団体に限っていたものを広く民間に開放しようという考えに基づくものでございますけれども、行政のかかわりということから申しますと、以前は行政の範ちゅうといいますが、指導に基づいて委託を行っていたということから、一種、代行という言葉を使っておりますけれども、指揮監督の範ちゅうを、少し民間業者の方に、企業の方に持っていて、行政にかわってそれを代行していただくという形になっています。ただ、協定書という形で実際細かく定めていくことになってしまいますけれども、その中において必要に応じて適正な業務を行っていないとかということになりましたら、それは当然、行政の施設の設置者としての責任がございますので、その部分についての責任というのはもちろんあると考えてございます。

○菊地委員

今、小樽市の施設で、具体的にどんなものが対象になるのか、対象外になるものもあるのかということについて、お願いします。

○（総務）総務課長

先ほど議案の説明でも申し上げましたけれども、公の施設ということからいいますと、たいへん広い範囲になりまして、法令で定めているものから申しますと、港湾施設ですとか、市で管理する道路、それから公園なども入っております。ただ、こういうものにつきましては、管理主体が地方公共団体といいますが、そういう形で限定されておりますので、今回の指定管理者ということではなじまないと思ってございます。そのほか公の施設として含まれるものとしたしましては、先ほど言いましたように、例えば市の施設ですと、総合体育館ですとか、観光物産プラザのようなものもありますし、あるいは予算特別委員会でご議論もありましたけれども、ある意味では博物館とか図書館とか、そういうものも公の施設の範囲という中には入ってまいります。それで、その中でどういうふうに指定管理者という制度を選択していくかは、また、別の問題だと考えてございます。

○菊地委員

保育所や学校などの教育施設も入りますか。

○（総務）総務課長

そのとおりです。

一応、公の施設とすれば、そういうものも含まれてまいりますけれども、学校は法律で管理はさせられませんし、また、その他についても先ほど言いましたように、指定管理者で対応できるかどうかというのは、また、別の問題でございます。

○菊地委員

例えば総合体育館だとか、博物館だとか、そういうものが指定管理者制度に改められて、それを運営していく場

合は、料金設定などはどうなってくるのでしょうか。

○（総務）総務課長

仕様を設定する場合には、当然、市の方で料金を設定していくことになりますけれども、今、指定管理者になってできる、拡大される範囲の中に、使用の許可をできる権限を持たせることもできるとなっていますので、利用者の許可権限といいますが、利用させることができるという判断というのは、その受ける業者にさせることもできるとなっています。ただ、その基準はあらかじめ市の方でちゃんと決めた上で、それに基づいて是か非の判断をするということになると思います。

○菊地委員

指定管理者には、例えば民間企業も参入することができるようになるのでしょうか。

○（総務）総務課長

基本的にはそのとおりでございます。以前のように、例えば公共的団体、三セクとかであっても、そういうような制約があったわけですが、今後は一切取り払われますので、条件を満たす者で議会の議決をいただける者であれば、非常に範囲が広がったということでございます。

○菊地委員

そうなりますと、例えば公の施設を民間委託化するとか、そういうところに大きく道を開くことになると思いますが、この辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○（総務）総務課長

ある意味、そのとおりかと思います。国の方でこの制度を考えたというのも、従来から公共事業の高コストといいますが、このような見直しの機運の中で、民間の事業者がなされていることの方が、やはり効率的で低コストでできる事例がどんどん出てきているということから、ある意味で市場開放になってきているのだと思います。そういうことからいいますと、直営で公共がやる仕事から民間に開放されていく仕事が増えていくということにつながるのだと思います。

○菊地委員

従来、公の施設は市民の財産ということで、行政がきちんと管理もしていくという、行政の責任から見たら非常に大きな後退ではないかと思うのですが、この辺についてはいかがですか。

○（総務）総務課長

指定管理者として管理を受ける側の責任というものも、当然、明確化をしていかなければならないのですけれども、施設の意義といいますが、施設の規模的なといいますが、設備的な意義というのは、当然、設置者としての側の責任になりますけれども、その管理をする方においても、設置者の市側の意向に沿ったといいますが、基づいて管理をしていただくことになりますので、その辺は指導監督の立場としても、きちんとしていかなければならないものだと思いますし、また、そういう管理ができないようであれば、そういうことはさせられないと思います。

○菊地委員

大きく後退するとは考えられないという、総務課長の意見として伺ってよろしいのでしょうか。

○総務部長

今、課長が申し上げたとおり、行政の責任が大きく後退するという考え方は、もちろんありません。逆に、今、指定管理者になるには議会の議決を得るということで、逆に請け負ったところの責任も大きくなるということです。それも先ほど課長が言いましたように、市の方でどういう業務をさせるかということは、行政の中できちんと決めるということですから、そういうことでは後退したとは考えておりません。

○菊地委員

議案第8号について

次に、議案第8号職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例について、端的に一つだけ聞きたいのですけれども、この条例改正で、受け取る金額は、実質的に多くなるのか少なくなるのかについてお聞きしたいと思います。

○（総務）職員課長

この失業手当のケースなのですけれども、我々公務員は退職した後に、いわゆる失業手当というのはいただけないということでございます。雇用保険法というものには、その代替措置として、普通退職あるいは別な退職もありますけれども、退職後に仮にハローワークに求職活動をしていて、なおかつ仕事が見つからない期間について補償する制度がございます。参考までに、退職金等の関係がございますものですから、普通退職でいうと、だいたい3年ぐらい勤務された後に退職金を取得した方には、退職金の金額があるということで、これが該当にならない形になります。なかなか件数的には少ないケースというふうに認識しております。

今、委員がおっしゃられた部分なのですけれども、基本的に雇用保険法の改正に伴う部分ですので、雇用保険法自体は、実際には、例えば支給期間が若干短くなったとか、それから支給基準となる基本手当日額が若干引き下げられた等、これらを考えますと、確かに総体的には若干引下げになったと思います。

ただ、今回の改正で、10年以上勤務されていて、例えばリストラだとか、会社が倒産した部分については、逆に30日期間を延ばした経過があります。総体的には若干下がったのかなという感じなのですけれども、なお、市の部分に関しては、例えば在職5年未満の支給日数が90日というふうに変っていないものですから、直接影響はないのかなと思っています。

○菊地委員

議案第9号について

それでは、次に議案第9号小樽市市税条例の一部を改正する条例案についてお聞きしたいのですが、今回の改正のポイントと内容について、わかりやすく説明していただければと思います。

○（財政）市民税課長

今回の市税条例の改正のポイントとその内容についてであります。今回の改正につきましては、既に4月1日に地方税法の一部改正が行われておりますので、これに伴う改正であります。その改正の趣旨といたしまして、ポイントですが、金融・証券税制の将来の一本化を視野に入れ、金融商品間の中立性の確保と課税の簡素化の見地から、配当課税法の簡素合理化や改善等が図られたと理解しております。

その内容についてであります。まず平成16年1月1日以後に支払われる特定配当所得及び特定株式等譲渡所得について、所得税において源泉分離課税によるか、他の所得とあわせて申告・納付するか、どちらかを納税義務者が選択することができましたが、これを源泉分離課税に一本化したということになります。また、あわせて個人住民税において、特別徴収の方法により、事業者あるいは証券会社が道府県に納付するということになりましたので、納税義務者にとって確定申告をする必要がなく、その納付の手段によって、すべて申告が終えるという簡素化が図れたということになっております。

また、このことにより、個人住民税において、市・道民税として課税していたものを、市民税の所得割の課税標準から除外し、道民税として配当割及び株式等譲渡所得として、平成17年度から20年度までの間は3パーセントの税率で課税し、平成21年度以後におきましては5パーセントの税率で課税することになっております。

なお、先ほども申しましたが、この金額につきましては、後日、市町村に配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金として納付されることになっております。

次に、株式等を譲渡した場合、売却した場合に生じた損失について、その損失部分については3年間繰越控除ができるということの規定になっております。これとの均衡を図るために、先物取引の差金等決済に係る損失部分についても、繰越控除を認める規定の新設がありました。

次に、軽自動車税に関する申告書の統一化ですけれども、現在、各自治体において、税法で規定された事項を独

自様式で整理しておりますが、これを全国どこでも使える様式に改めたためのものであります。

次に、固定資産税についてであります。ここでは繰り返しになりますけれども、土地の価格が下落した場合における台帳登録価格の修正について、特例を設けるということになっております。以上、市税条例一部改正の概要であります。

○菊地委員

要するに、課税方式の見直しということが一番大きい。で、若干税率も変わっているという説明だったのですが、従来、従来の課税方式から見ると、市民税への影響はどのようになるのでしょうか。

○（財政）市民税課長

そのことですが、配当所得と株式等譲渡所得について、これが道民税として課税されることになりまして、市民税として課税しなくなります。この部分につきましては、今後、道民税として課税された部分から、100分の68に相当する金額が交付金として市に入ってきますので、この100分の68という率につきましては、現在、市・道民税としてあわせて課税している部分につきましては、おおむね7が市民税、3が道民税という割合になっております。また、配当所得につきましては、1年間の配当金額が10万円以下の場合には非課税となっておりますので、この部分の10万円以下の非課税という部分も撤廃されますので、あわせて考えますと、ほとんど影響がないものと考えております。

○菊地委員

課税方式の見直しなので、市民税課においては、賦課業務が簡単になるというか、若干忙しくなくなると考えてよろしいのでしょうか。

○（財政）市民税課長

その部分につきましては、今まで税務署から送られてきた課税資料の中で、特定の株式等配当等については課税しなくていいということになり、その部分は最初から除外して考えますので、若干の軽減は図られると思っております。

○菊地委員

今回の地方税制の改定で、配偶者の特別控除の上乗せ部分も廃止されていますけれども、市税条例ではその取扱いはどうなっているのでしょうか。

○（財政）市民税課長

ご指摘のように、今回の税制改正の中に、平成16年1月1日以後から配偶者特別控除の上乗せ部分を廃止するという改正が同時に行われております。このことは、年間収入が103万円以下の場合、配偶者控除の適用のほかに、上乗せ分として、配偶者特別控除もあわせて受けられている方がありまして、その方の上乗せ部分を廃止する改正であります。しかし、年間収入103万円以上、141万円以下の間の方につきましては、配偶者控除が受けられておりません。しかし、配偶者特別控除というものが適用になっておりますので、文言としては、その部分で配偶者特別控除というのは適用されますので、市税条例の改正の中では出てきておりません。

○菊地委員

配偶者特別控除の話が出たので、この際聞きたいのですが、上乗せ部分が廃止されたことによって、小樽市で新たに課税世帯になる、その数というか、それがわかったら教えていただきたいのですが。

○（財政）市民税課長

影響額等というご質問だと思いますけれども、この部分につきましては、平成16年1月1日以後に発生する所得からですので、平成17年度課税分から影響が出ます。それで、年度当初に課税状況というものをつくっておりますけれども、その中で配偶者特別控除を廃止をするという部分については、約1万2,000人の方がおります。配偶者特別控除というのが地方税法の中では33万円控除額がありまして、33万円控除額と1万2,000人を掛けて、そして

市税の平均税率が4.8パーセントとなっておりまして、それから定率減税15パーセントを引きます。おおむね1億6,000万円程度が増収になるのかなという試算はしております。

○菊地委員

それは市税としては増収になるけれども、市民には増税になるのですよね。今回の地方税制の改正は、全体において株式だとか、それからその配当金の問題なので、いずれにしても金持ち優遇税制だということで、共産党は反対してきています。地方分では約5,000億円の増税となるだろうと。いずれにしても、金持ち優遇税制の改正だと思っているのですが、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○（財政）市民税課長

私個人の感想といたしましては、株式を購入する方につきましては、ある程度の蓄えがなければできないものと思っておりますので、改正の適用を受ける方については得したなという感じは受けております。

今回の金融・証券税制の改正につきましては、先にお答えしたほかに、ここ二、三年、経済の活性化と個人投資家の増加を図るために、税率の引下げや特別控除枠の創設など、いろいろな税制改正が行われておりました。その中で、株式の取引にかかわる手続の簡素化も行われておりましたけれども、証券会社や投資家から税制改正がかえって複雑になってわかりづらい、使いがってが悪いというような声が出ておまして、政府の方で検討をし、見直しが続いておりましたので、その結果、今回の改正につながったと理解しております。

○菊地委員

小樽だけで考えてみたときに、手続が簡素化されて得した人と、それから実際に、小樽という地方自治体にどれだけこの税制で優遇されて増収になるのかということはポイントだと私は思ったのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○（財政）市民税課長

優遇されている方がどのぐらいということになると、当初課税の中で税額としまして、株式譲渡所得割額にかかわる税額が約900万円ほどあります。ですけれども、それらの方々が上場株式と一般の株式という区別がありませんので、どれだけになっているかという率が出てきませんので、ご了解願います。

○菊地委員

放課後児童クラブについて

次に、放課後児童クラブのことについてなのですが、昨日の予算特別委員会に引き続いて、聞き漏らしていた点が何点かありますので、お聞きしたいと思います。

昨日は有料化の問題でいろいろやりとりをしたのですけれども、全道の自治体に放課後児童クラブのことについて、詳しく聞き取り調査などをしたようなので、例えば児童館でやっているところとか、空き教室を利用しているところ、あるいは民間施設を借り上げてやっているところとか、あるいは開設時間等についても調べられたことと思いますので、その辺についてお聞かせいただければと思います。

○（社教）社会教育課長

児童クラブの全道の調査の状況でございますけれども、全道212市町村のうち、児童クラブを開設している市町村は149市町村に上っておりまして、合計しますと657のクラブがございます。まずは最初に、開設場所でございますけれども、最も多いのが児童館・児童センターで、クラブ数としては256、構成割合は40パーセントでございます。次に多いのが学校の余裕教室を利用しているもの、これが133クラブで、割合は20.8パーセント。次に多いところが公的施設、公民館などを利用しているわけでございますけれども、これが124クラブで19.4パーセント。続いて、民家、アパートと、民間施設でございます。これが60クラブで、9.4パーセントとなっております。また、開設時間につきましては、最も多いのが、5時半から6時までの間に閉めるというのが280クラブで、43.8パーセント。それから、5時以前に閉めるというクラブが212クラブございまして、33.1パーセント。3番目に多いのが、

5時から5時半までの間に閉めるというもの、これが129クラブで、20.2パーセント。こういった状況になっております。

○菊地委員

利用料との絡みで聞きたいのですけれども、児童館で開設していて、利用料を徴収しているのはどのくらいありましたでしょうか。

○（社教）社会教育課長

全道の状況を調べた中で、児童館を有料としているのは、千歳市となっております。

○菊地委員

千歳市だけですか。

○（社教）社会教育課長

私どものデータの中では、千歳市だけでございます。

○菊地委員

昨日も、児童館を利用しているのは放課後児童クラブに来ている子だけではなくて、不特定多数の子どもたちがそこを利用するわけですから、利用料を徴収するのはなじまないのではないかと申し上げました。実際、今、課長にお答えいただきましたように、これだけの数の児童館がある中で、利用料を取っているのは千歳市ということでは、やっぱり小樽市としてもこの辺は考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○社会教育部長

児童館等を利用しているのは、いなきたと塩谷の2か所でございます。基本的には、児童館というのは17時まで開館しています。その部分は、今回のその充実の部分においても変更しません。ただ、放課後児童クラブに関する部分だけが18時まで延長するというので、児童館は17時で終わるけれども、放課後児童クラブは18時までという状況になります。そういった中で、当然そのクラブに入っていなければ18時まで利用できませんので、児童館の利用の部分と放課後児童クラブの、使われ方は変わってくるのではないかと考えています。

○菊地委員

そうすると、17時までではほかの子どもと一緒に児童館で活動をしなから、18時まで放課後児童クラブに登録されている子どもはいられるということになったら、せめて17時から18時までの間、幼稚園とか保育所の延長保育みたいな考え方をしてもいいのではないかなと思うのです。それで一拳に他の施設と同じように5,000円というふうにもならないのではないのでしょうか。

○社会教育部長

私どもの方で説明不足だったと思いますけれども、放課後児童クラブでは、親との連絡だとか、きちんと子どもの管理を個別的にやってきています。児童館はそういうことはございませんので、その辺においても、受益者負担の部分があるかないかによって差が出るだろうと考えます。

○菊地委員

だからといって、放課後児童クラブに登録されながら児童館を利用している子どもとそうではない子どもに対して、指導員が別々に指導するわけではなく、あくまでも同じ時間帯で同じように過ごすわけですね。だから、なじまないのではないかなと思うのです。

○社会教育部長

そういった意味では、保護者の方も、その認識度合いというのでしょうか、利用の仕方によって差が出るのかなと思ってございますけれども、やはり同様な形で子どもの面倒を見ますけれども、先ほど申しました受益者負担の部分の管理をするとか、時間が18時まで延びるという部分の中での放課後児童クラブとしての性格がなければできないだろうと思ってございますので、そういう部分では区別されるだろうと考えてございます。

○菊地委員

石巻市の放課後児童クラブに関するアンケート調査というのが私の手元にあるのですが、ここではサービスの質の向上を図るために、実際に受入れをしている子どもたちだけではなくて、利用していない保護者、それから4月1日からたぶん放課後児童クラブを利用することになるであろう幼稚園とか保育所の四、五歳児の保護者を対象にしたアンケート調査なのです。どのようなサービスを利用しているかという問い合せと同時に、利用料についても聞いているのです。どれくらいの利用料だったら負担できるのかというアンケートをとった結果については承知はしていないのですが、今まで放課後児童クラブで、このようなサービスの向上についてのアンケートについて実施されたことがあるのかどうかお聞きしたいのです。

○（社教）社会教育課長

特に保護者の皆様に、児童クラブの利用状況、サービスの関係、それにつきましてのアンケートをとったということはございません。

○菊地委員

これから10年間の次世代育成支援計画を立てる際に、教育委員会がメンバーといいますか、中に入るのですよね。そのことを確認しておきたいのです。

○（社教）社会教育課長

教育委員会の中での関連する部分については、一緒になってやっております。

○菊地委員

その上に立ってお聞きしたいのですが、一般質問の中でもやりとりをしたのですが、年明けに、保護者なり市民に対してどういうニーズがあるかということで調査をすることになっているのですよね。私は保育料の問題についても指摘したのですが、せめて次世代育成支援策に市民の皆さんがどのようなニーズを持っているかということについて、きちんと把握してから、この料金設定の話が出てきてもよかったのではないかなと思っているのです。そういう意味では、昨日の話の中では実施時期を9月ということで、検討をしていくというお答えだったのですが、年明けに、放課後児童クラブの利用者が求めているサービスについて、調査をしてからでもいいのではないかなと思うのです。計画の練り直しとか、一回白紙に戻して、そういうニーズ調査をしてから新たに考え直すということについてはいかがでしょうか。

○社会教育部長

これから保護者のご意見をどうするかという点でございますけれども、社会教育部のやっていく活動の中で、社会教育委員会という組織があって、そちらの方に、今、こういったクラブに関する小委員会を立ち上げていただいて、来週第1回目の会議を開くことを考えてございます。そういった中には、当然、市P連の方々が多く入ってございますので、そういった方々の意見をお聞きしながら整理をしたいと思ってございますし、当然、その受益者負担の部分については、今、急に出た話ではないと思っていますので、過去にも議論されてきたことがございます。そういった意味では、時期がたまたま今に至ったという経過でございますので、ある程度意見集約もした部分もございまして、重ねての答弁になりますけれども、社会教育委員会の議論の中で整理をしたいと考えてございます。

○菊地委員

私、昨日も言いましたが、実際に放課後児童クラブを利用している市民の懐ぐあいといいますか、賃金水準もきちんとかみ合わせた検討をぜひお願いしたいと思います。保育所に下の子どもを入れながら上の子どもを放課後児童クラブに入れているというような家庭は、保育料の負担も大きくなったとしたら、やはり学校へ行っている子どもにひとり留守番をさせるという状況が出ないとも限らない。そういう意味で見ますと、子どもたちの安全を守るということについても、きちんと行政が責任をとれるかどうかという問題になってきますので、本当に子どもたちが安心して預けられる学童保育になってほしいなという、そういう方向で検討していただきたいということ

をぜひお願いします。

今度は放課後児童クラブの活動状況について、何点かお聞きしたいと思います。具体的な活動状況、昨日の予算特別委員会の中でお話ししたいと思って、資料も用意していたのですが、これを見ますと、1年間の主な行事内容、それから外遊びの実態について調査をしていただきました。それぞれ児童クラブの中では、工夫をしながらいろいろな行事に取り組まれているようなのですが、圧倒的に外遊びが少ないという感じを受けました。教育長は、本会議の中で、外遊びなどを一生懸命しているような答弁をなさったとは思ったのですが、それとはすごくかけ離れたぐらい外遊びが少ないのが実態と思っています。放課後、外で遊びたいという子どもたちの要求がクラブの中でなかなかかなえられない、その要因は何だとお考えでしょうか。

○社会教育部長

本来は、小さな部屋で子どもを預かるよりは開放的な施設でと考えてございます。今のしくみの中では、1人の指導員に引き受けていただく児童数は17名、30名までの児童に対して指導員が2人となっており、なかなか室内と室外と、一遍に行動をとれないという状況だと思っています。それで、今、月曜から金曜までと、土曜日及び3期休業期間の開設時間の延長に関して、また、何とか室内と室外がもし分かれても管理ができるような職員体制がとれないか、重点的に検討をしています。そういったことも含めて前向きにやっていますのでご理解いただきたいと思っています。

○菊地委員

ぜひ、子どもたちが元気に外で遊べるような施策も積極的に考えていただきたいと思います。

張碓小学校と末広中学校の水洗化について

次に、学校の教育環境を整えるという意味で、施設のことについて一つだけお聞きしたいと思います。

公共施設の未水洗化についての資料を見ましたら、張碓小学校と末広中学校がまだ水洗化になっていないという状況がわかったのです。ここは供用開始できる可能性のある管がもう既に入っているはずなのですが、この2校については、今後、水洗化に向けてどのような計画になっているのか、お聞きしたいと思います。

○（学教）施設課長

今、塩谷地区で国道5号拡幅整備ということで、ここに本管が入り、下水道が進んでくれば、塩谷小学校、塩谷中学校という学校も下水道への切替えが始まるしなければなりません。今、浄化槽対応をしていますけれども、いずれ公共下水道に切り替えていかなければならないのかなと考えています。施設整備についてはご存じのとおり、各学校からいろいろな要望がなされておりますし、それから多大な事業費がかかると、そういう中で、私ども、緊急的なものや児童・生徒の安全性などを優先しながら対応していますので、これらを今後の検討課題としていきたいと考えています。

ただ、末広中学校については、あそこは手宮の高台ということになりまして、いろいろな方法はあるのですけれども、例えば近くの手宮緑化植物園の厩側の方へまで管が来て、そこに接続するようになれば、急傾斜地がありまして、そこに配管するようになると、かなり岩盤を削ることで工事費がかかること、あるいは市道の方に接続するとなると、ポンプ場で逆に圧送しなければならないということもありまして、末広中学校の下水道切替えについてはかなり難しいものと考えております。

その他の下水道については、1か所見積りをとったのですけれども、300万円ぐらいかかるということで、かなり経費がかかりますので、全体事業費の中で考えていきたいと、そのように思っております。

○菊地委員

中学校の適正配置に伴って、住吉中学校を売却したお金をぜひこういうところに使ってほしかったと思うのです。教育環境をきちんと整えていきたいということでは、これは教育長も再三おっしゃっていることですので、ぜひ子どもたちの本当に健やかに教育を受ける権利という意味からも、早急に手だてをしていただきたいと思いますと思うのです。

財政部長、ここにお金をぜひ工面していただきたいと思います。

○ 財政部長

今、教育委員会からお話がありましたけれども、実態をよくこちらでも聞いて、教育委員会において、いろいろな事業がある中でやはり緊急度、優先度というものがあると思いますので、そういう中でお話を聞いて、それに対応できるものからそうしていかなければならないと思っています。

○ 教育長

末広中学校の問題は、課長から説明したとおりなのですが、水洗化の要望というのは、今、学校に1か所とか、そういうことで、全体的水洗化とか、いろいろ課題がまだございます。そういうことを放棄しているわけはありませんので、どのような方法があるかということをいつも検討しているのですが、なかなか手がつかないという窮状にあることもご理解いただきたいと思います。

○ 委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○ 山田委員

食育について

まず、タイムリーな話題として今日の朝刊にも載っていました。「札幌の小学生に食育講座」と。食べる、育てるという意味で、現在、小学生、子どもたちが置かれている、この食生活が乱れている、ひいては家庭の食も崩壊に向かい、アトピーなど子どもたちの体に影響が出ている、こういう観点から、道の一諮問機関であるスローフード&フェアトレード研究会、これが2002年に設立されました。そこで、お伺いいたします。行政の中で食育に関する取組もしくは認識を深める活動があれば、お知らせください。

○ (学教) 学校給食課長

食育に関するお尋ねでございますけれども、従来から取り組んでおります事業などを、何点が説明申し上げます。

従来から、毎月保護者へ渡しております給食だよりですとか、教室に張り出してありますイラスト入りの予定献立表あるいは婦人学級など保護者を対象とした試食会を行っております、保護者の要望によりましては、調理場現場だけではなくて、栄養士が直接学校に出向いて食材などについて話をする機会もございます。また、今年度、これは子どもたちの保護者とは限りませんけれども、企画部の「動く市政教室」の中に、調理場の見学と給食の試食というのを取り入れてございまして、この行事も行っております。また、ここ一、二年でございますけれども、総合的な学習の一つといたしまして、子どもたちの調理場での学習も出ておりまして、栄養士が調理場のしくみのほか、望ましい食生活ですとか食材について、説明する機会も増えてまいりました。

○ 山田委員

まさにそのような活動がなされていると思いますが、実際にそういう児童が、家庭で親と食について話す機会、こういう機会を話すきっかけづくりということで、やはり学校給食もこういった一環で頑張っていただきたいと思います。また、このことについて、動く市政教室もしくはそういった食材の認識を深める活動、そういったものの参加者からの意見、もしくは要望を取りまとめたものがありましたら、お知らせいただければと思います。

○ (学教) 学校給食課長

特に要望につきまして取りまとめたはございませんけれども、食材についてはさらに安全なものをお願いしたいということもございますし、使っております食器につきましても、現在、強化磁器食器に取り組んでおるわけですが、これについても進めてもらいたいという要望がございます。

○ 山田委員

まさしく食の原点は、私は家庭の中にあると思います。ですが、やはり我々も、昔はコッペパン、アルマイトの

食器などで育った時代です。そういった学校での思い出の一つとして、また、学校給食の取組も頑張っていたきたいと思います。

また、別の観点からいいますと、今、いろいろな民間委託という形が出ていますが、学校給食の施設の方でも、意見があればどんどんおっしゃるべきだと思います。その意見を言った上で、どういう方向性があるのかを我々は考えていきたいと思っています。

私学助成について

別の質問に移りますが、最近、道の財政がひっ迫して、私学の助成が打ち切れようとしています。私立の高校、私立の幼稚園に対する助成がこういう形で段階的に減少されていくということで、今、言われておりますが、教育委員会の認識をお聞かせいただければと思います。

○（学教）学務課長

道の私学助成に関してでございますけれども、教育委員会としては、実際のその私立高校なり私立幼稚園から取り次ぎをして道に申請するという作業は一切してございません。直接、その私立の高校なり幼稚園が道とやっているという状況であります。新聞等によりますと、道の方で財政難ということで、私学助成を減らすということは聞いてございますし、私立高校なり、幼稚園も定員割れをしている状況の中で、それぞれの特色ある学校経営をされているわけですが、ただ、1人当たりいくらという単価で、その場合、支給されてございますので、それが減額するという形になれば、その影響というのはあるのではないかと考えてございます。

○山田委員

そうなった場合、適切なご助言をいただければと思います。

塾のノウハウ導入について

先週の新聞にも載っておりますが、学力の低下対策という形で、現在、塾の生徒の習熟度を判断する材料が学校には少し欠けているのではないかとという形で、塾のノウハウを学校にと言われている記事なのです。この点について、もし何かあればお聞かせください。また、いろいろな補助教材とかが使われているので、前にもお聞きしたと思うのですが、この点についてもお聞かせください。

○（学教）指導室長

指導の在り方ということでございますが、委員からご指摘いただきましたとおり、まずは子ども一人一人の状況を適切に把握するということが大切だと考えております。各学校におきましては、理解の程度に応じまして、グループを分けたりしながら、複数の教員が指導している状況も出てきております。このような指導が広まるように、今、指導資料を配ったりしながら、教職員への啓発に努めているところでございます。

○山田委員

確かに、そういうことを現在なさっていると思います。どんどん先へ進む生徒がいる一方、中には真剣に取り組んでいない生徒がやはり取り残されると、そういった差がかなり広がるのではないかとということで、そういった生徒をどう支えるのか。例えば小学校でつまづいた児童が、低学年から市販のドリルを使った、そういう方法で、どのレベルでつまづいたかという、そういう一つの判断材料で、もしそういうノウハウが塾にあるのであれば、学校もそういった多くのものも採用してはというような考えなのです。そういう点について、一言お願いいたします。

○（学教）指導室長

今、委員からご指摘いただきましたステップごとに、例えば計算力をつけるという場合には、これはかなり昔から細かく型分けをした問題のドリル集みたいなものが、やはり学校の中でもノウハウが培われてきております。そういうように培われてきたノウハウを適切に組み合わせながら、子どもに応じた指導をということで、近年、特に朝の時間を利用して、子どもたちがそのプリントを、自分のステップに応じて使って、授業や習熟を深めるような学習を展開しております。したがって、今後の研修の中でも、いろいろな機関がそういうノウハウをもっ

ておりますので、やはり積極的に学びながら、生かしていくようにしていくことが大切だと考えてございます。

○教育長

学力の問題は非常に難しい要素を含んでおりまして、なかなか対応がとれないのですけれども、例えば二、三日前の記事で、公文式の方法についての大学教授の意見が出ておりました。また、東京都の都立高校の教師たちが、いわゆる塾へ行って指導方法を学ぶ、講習を受けるといったような記事も出ておりました。北海道ではなかなか難しいわけですが、小樽市でもちょっと注目しておりますのは、中学校の専科の先生方が多いわけですが、その方々に小学校での授業を見てもらおうという気持ちでおりまして、小・中合同の校長会議を設営して、その中で議論していただいています。たまたま二、三日前の新聞で、北海道での小・中一貫校を管内で一つずつでも設立したいという記事が出て、小樽でそういう希望が出せないかなと、現在、考えております。そういう小・中一貫校の動きなども積極的に思慮するなどして、学力向上の一助にしたいと。ただ、私は、いわゆるドリルの方式だけで本当に学力がつくのかという疑問もありますので、ドリル方式のみという現在の風潮には若干疑問で、やはり先生方が子ども一人一人を見られて、子どもに合った指導にもっと力を入れるべきではないかと考えております。

○山田委員

よくわかりました。ますますそういったことに注目をしてまいりますので、今後とも、よろしくお願いいたします。

地籍調査について

最近、私、高島地区で、あるお宅の新築もしくは改築の現場で、住民の方とちょっとお話しする機会がありまして、改築した際に、家の境界線が何かまたがっているといったようなお話を聞く機会も二、三あったのです。そこで、お伺いいたします。地籍調査、これは平成13年2定で質疑があったと思いますが、こういう問題があったということ認識されているのか、お伺いします。

○（総務）総務課長

平成12年度からだったと思いますけれども、平成21年度までの10か年かけて、国が国土調査の計画をつくっていました。この地籍の調査も全国的に展開されているということは承知をいたしております。それで、平成13年2定にたしかご質問がありまして、取組なり北海道の動きとともに、市の考えについてご質問がありました。その折にも、10か年の計画期間の中で着手したいと答弁いたしておりますけれども、現時点ではまだその着手には至っていないということでございます。

○山田委員

ちなみに平成14年度では進ちょく率、全国平均で42.2パーセント、着手率では86.8パーセントです。これは小樽市はまるっきりやっていないので、今後の課題として、今現在、こういう財政がひっ迫した折でやれとは言いません。でも、こういう問題があるということは、覚えておいていただきたいと思います。

コミュニティ誌の導入について

それともう一点、平成15年3定の総務常任委員会で、私が質問したコミュニティ誌の導入に関して、進ちょくがありましたら簡単に答弁願います。

○（総務）総務課長

前段の地籍調査の方につきましては認識いたしておりますので、たいへんに難しい問題かと思っておりますけれども、引き続き、こちらとしてどういう形で動いていってみたいと思います。

それから、コミュニティ誌の関係でございますが、各一般誌に係る販売店が発行している点について、私もその発行している内容がよくわからなかったものですから、3定でご質問いただいた後、ここしばらくの間、中を見せていただいております。その中で感じますことは、行政側の情報をかなり載せていただいているのと、それから一部、企業活動などもありますけれども、決して偏ったものではないと思っておりますので、それらを市民

の方の目に触れるところに置いていただくということについては、問題ないのではないかと考えております。ただ、その方法につきまして、まだ直接、その出版されているところとお話ししたことがございませんので今後詰めさせていただきます。一定の方向で考えていきたいと思っております。

○山田委員

それでは、前向きな取組ということで、よろしくお願いいたします。

○小前委員

小樽の不登校について

まず、小樽の小中学生で不登校児童・生徒は何人いるか、お教えてください。

○（学教）指導室板橋主幹

平成14年度の不登校児童・生徒ですが、小学校20名、中学校66名、計86名でございます。

○小前委員

中学校での学年ごとの数をお教えいただきたいと思います。

○（学教）指導室板橋主幹

1年生が11名、2年生が23名、3年生が32名となっております。

○小前委員

その原因は、難しいと思いますけれども、どこにあるとお考えでしょうか。

○（学教）指導室長

今、お尋ねの不登校のきっかけとなった内容というか、背景でございますが、本当に一人一人の子ども、千差万別でございますが、調査によりますと、友達関係をめぐる問題とか、家庭の生活環境が急に変わったこと、親子関係、学校生活に起因するものなど、多様なものがございます。また、この要因につきましては一つだけと限らずに、二つが組み合わさっていたり、たいへん複合化、そして多様化という状況を呈しているところでございます。

○小前委員

中学3年生で32人もいます。この中で、高校へ進学した数は押さえていらっしゃるのでしょうか。

○（学教）指導室長

平成14年度で、中学3年生32名の不登校ということでございました。このことにかかわりました各中学校では、ふだんから、進路にかかわって相談に乗りながら、社会とのきずなが保てるようにということで努めてございます。本年8月末現在の状況でございますが、公立校の全日・定時・通信制合わせまして約47パーセントが進学をしております。私立高につきましては約19パーセント、就職につきましては約9パーセント、家事手伝いが3パーセント、未定が22パーセントでございます。とりわけこの22パーセントの未定となっている生徒にかかわりましては、卒業しているわけでございますが、各中学校におきましては、過年度生の対応ということで、相談にのるよう努めておりますし、今後とも進路にかかわっては、卒業していても親身に対応するように指導してまいりたいと考えてございます。

○小前委員

菁園中学校の場合は、かなり遠くから通っている生徒がいらっしゃいますけれども、その理由はどこにあるのでしょうか。

○（学教）指導室長

今、委員ご質問の文脈から判断しました不登校の傾向ということから、答弁をさせていただければと思いますが、不登校になりまして、そういう関係の中で、今、通学している学校から、先ほど申し上げました友人との関係等が

起因している者もございますので、学校というものの環境を変えてみようということで、今、委員からご指摘のありました学校へ通学している例もあると認識してございます。

○小前委員

そういう事例は小学校にもありますでしょうか。

○教育長

小学校、中学校にかかわらず、いろいろな友人関係あるいは教師との関係、その他で、学校で不適應を起こしがちでなかなか回復が図れないという子どもに対しては、保護者の申出によって、どの学校でも受け入れるという、そういう形で校長先生方からお話がございます。

○小前委員

国旗・国歌について

次に、今年、小中学校合わせて、非常に周年行事が多くございましたけれども、何校あって、その学校名をお知らせいただけるとありがたいです。

○（学教）指導室板橋主幹

今年度、周年行事を行った学校につきましては、小・中合わせまして7校でございます。学校名につきましては、中学校で向陽中学校、小学校が天神小学校、花園小学校、高島小学校、長橋小学校、量徳小学校、望洋台小学校となっております。

○小前委員

周年行事という行事に対しまして、教育委員会はどうかとらえていらっしゃいますでしょうか。

○（学教）指導室長

周年行事などの式典についてでございますけれども、各学校の周年行事につきまして、一般的なお話になろうかと思っておりますけれども、PTAや同窓会などが中心になりまして、実行委員会を立ち上げまして、学校が協賛という形で加わって行われたのが一般的かととらえてございます。また、その中で、例えば式典のねらいを踏まえまして、2年ぐらい前から、そういう委員会が立ち上がっていますので、時間をかけながら、企画から運営に至るまで協議を重ねて決定されているものと、受け止めてございます。

なお、決定された内容につきましては、各学校において、式次第によって整然ととり行われるべきものと受け止めております。

○小前委員

その7校で国旗・国歌とも実施された学校をそれから国旗だけの学校を教えていただきたいと思います。

○（学教）指導室板橋主幹

国旗・国歌共に実施した学校は2校、それから国旗のみを実施した学校は2校でございます。

○小前委員

それでは、国旗・国歌とも実施していない学校は何校でしょうか。

○（学教）指導室板橋主幹

計画の段階から国旗・国歌の実施について予定に入れていなかった学校については、3校でございます。

○小前委員

7校中3校もでございます。びっくりいたしました。

それから、ステージを使ったか、フロアを使ったか、その実態はどうでしょうか。

○（学教）指導室板橋主幹

フロアを使った学校が4校、ステージを使った学校が3校でございます。

○小前委員

半分以上がステージを使っていないという実態ですよね。かなり立派なステージがあるのに。フロアを使用することに対して、教育委員会は何か指導はなさっていらっしゃるのでしょうか。

○学校教育部長

卒業式、入学式となりますと、卒業証書の授与ですとか、そういう式典、セレモニーでございますが、周年行事につきましては、委員もごらんになったことがあろうかと思いますが、教育活動を発表する、総合学習の成果を発表するですとか、そういう位置づけにしている学校もございまして、私どもは、今回、そういう発表のときには、子どもたちに近い場ということも押さえてございますので、一応台の上ですとか、ステージですとか、フロアですとか、そういう指導につきましては、今回の場合には特段はいたしませんでした。4校が呼びかけ以外に、いろいろな1年間の研究の成果ですとか、そういう発表の場として、恐らくフロアでやったものと私は認識してございます。

○小前委員

周年行事というのは、市長はじめ、歴代の校長先生、先生方とか、歴代のPTAの方、地域の会長とか、卒業式、入学式以上の人を集めてなさいますよね。教育委員会というのは、どこの学校で周年行事があるかというのは、もういつでも押さえられていらっしゃるんですよね。そういう意味で、国旗・国歌の問題については、全然指導されないのでしょうか。

○（学教）指導室長

先ほども申し上げましたとおり、それぞれの周年行事の式典というのは、協賛会を立ち上げながら、じゅうぶん議論をしながら定められているということで、繰り返しの答弁になりますが、例えば国旗・国歌について、一たん実施するということであれば、それについては式次第にのっとって実施されるものというふうにとらえてございます。また、学習指導要領におきましても、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとなっておりまして、「など」という表現がございまして、これには、児童・生徒が一堂に会する場面、そういう行事をとらえて、国旗・国歌の実施ということを考えなさいということになってございますが、その行事のねらいとか実施方法、学校によりさまざまな歴史や経緯がございまして、そういうことから、その実施に当たりましては、各学校長がその行事の意味を踏まえて判断するのが適当と考えてございます。

○小前委員

先日、国歌について、私が一般質問をいたしました。その中で教育長のご答弁の中には、2年前、国旗・国歌で混乱があった学校に対しては、教育委員会としては当該校の校長を指導して、現在は是正されておりますと。その後、毎年、定例校長会等で儀式的な在り方を見直すなど、内容の充実に向けた指導も重ねておりますとご答弁されていらっしゃる。この毎年開かれる定例校長会で儀式的な在り方を見直すという中には、この周年行事は入っていないのでしょうか。

○教育長

周年行事というのは、先ほど室長が答えましたように、協賛的な在り方で、地域を挙げて、あるいは歴代の教職員、校長先生がお集まりになってやられる行事です。ですから、私は、国旗・国歌が、その周年行事のいわゆる目玉といいますか、中心的なものとは考えておりません。しかし、国旗・国歌の問題は、ここ二、三年で急速に各学校の取組が変わってまいりまして、国旗・国歌ともに、卒業式・入学式での実施率が向上しております。それが結果的に周年行事に反映して、国旗が揚がり、国歌が歌われるという状況が生まれたものと考えております。中学校は50周年を超えますと、周年行事までに時間がありますが、小学校はこれからも毎年数校ずつ周年行事があります。そして、今年行われた周年行事の結果が、よい影響を及ぼすものと考えております。今後は、やはり市内全体で、一般市民を含めて国旗・国歌の取組がもっと進むような時代であるとも考えられますので、そういうことを含めて

各校長会を指導してまいります。

校長会に対しましては、毎年1月の中旬に文書を出しまして、こういうところにポイントを置いて指導してくださいと、こう言っておりますが、その内容については、指導室長に答えさせます。

○（学教）指導室長

今、教育長から答弁させていただきましたが、とりわけ1月の段階というのは、卒業式を目前に控えてございます。そういう中で、教育委員会といたしましては、大きく二つに分けて、各校長に対して指導をしているところでございます。まず一つ目は国旗の掲揚についてでございますが、国旗は式場内に掲揚すること、それから国旗は式の初めから終わりまで掲揚することということで指導をしてございます。また、国歌の斉唱につきましては、式次第に国歌斉唱を位置づけて実施することを原則とすると。また、2点目に、式当日までに、教科などにおいて国歌の指導をすることということで指導をしてございます。現在、各校長からは、昨年度実施よりもさらに前進させたい、今の状況で決して満足していませんと、さらによくしていきたいという考えを伺っているところでございまして、各校長への個別指導などを通じまして、校長会と一体となった取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○小前委員

今、教育長は、周年行事で国旗・国歌はそう重く考えていないというご答弁でしたけれども、それは私と非常に違いまして、私は非常に大切な問題と思ひまして、小樽市は小中学校であまり改善はされていないという印象なのですけれども、いかがでしょうか。市民の方たちもそういう印象でいるようです。

○学校教育部長

卒業式、入学式と周年行事、卒業式が重いとか、周年行事が軽いですとか、そういう観点で教育長は話したのではなくて、ずっと過去の経過がございまして、ここまで盛り上げてきたものですので、そういう思いでさらに指導していくという発言でとらえていただければと考えてございます。

なお、内容につきましては、委員から、前回もご指摘がございましたように、さまざまな学校の対応もございしますが、押しなべていきますと、かつてのように国旗が式場に全くなかったところから、私ども、段階を踏んで、一歩ずつでなくて、二歩、三歩、四歩ずつ、前進していただいておりますので、そのところはぜひ温かく見守っていただければと考えてございます。

○小前委員

温かく見守りますので、改善してください。よろしくお願いします。

○横田委員

今に関連してですけれども、この間も教育長にお伺いしましたけれども、周年行事の話、今回もしっかりやっておられました。これは協賛会の会長に聞きましたところ、教員たちの反対もあったけれども、PTAというか、協賛会の方でやるぞということでやったということですので、今後とも、地域の皆さん方の意向をしっかり酌んでいただきたいと思います。

自衛隊について

昨日の予算特別委員会で、自衛隊の話が出ました。今日も報道がされました。その中で、自衛隊の活動を否定するものではないがという前置きをしながら、学校現場への直接PRは問題と出ていますが、これは何がどのように問題なのかをお教えてください。

○（学教）総務課長

この件につきましては、3年ほど前に海上自衛隊の体験乗船がございまして、直接学校にパンフレットを配布したと。そういうものを配布する際には、教育委員会を通してやっていただきたいという話を申し上げたところ、わかりましたと。ところが、昨年も同じようなことがありまして、再度そういうことできちんと教育委員会を通すよ

うにという話をしたわけです。このたびも、たまたま初めて、昨日ですか、そういう話を聞きましたものですから、そういうことであれば、やはりきちんと教育委員会を通すようにということで、今日もたまたま小樽の募集事務所から電話がありまして、そういうことでお伝えしたところです。

○横田委員

体験乗船というのは、自衛隊の装備を見せるということですが、今回の自衛隊の採用関係の説明会のビラということですね。こういうことでこういう説明会があるからということですが、これちょっと違うのではないですか、今おっしゃられたその体験乗船のこととは。

○（学教）総務課長

今回ののは、どちらかといいますと自衛隊の生徒の募集ということで、一つの進路指導の一環ということで考えられるわけですが、その場合も、普通、自衛隊生徒といいますと、給料をもらいながら学生という身分をあわせ持って高校の資格を取得するというので、そういう意味合いでいけば、進路指導ということであれば、やはり教育委員会を通して、それから学校の校長の了解を得て進めていただきたいと、そういうように考えてございます。

○横田委員

教育委員会に事前に言えば配らせるということで、そういう押さえでいいですか。

○（学教）総務課長

やはりその内容を見せていただいて、文面もどのようになっているかを見せていただいて、それから校長にお話ししたいと考えております。

○横田委員

私、その文章を見ていないからわかりませんが、自衛隊は自衛隊法に基づいて設置されている正規の組織ですよね、国の機関であります。公務員でもあります。そういうところが採用というのですか、高校の学校教育の部門を持っていて、中学生に働きかけている。当然、高校生にも働きかけている。それを、何か、昨日のご答弁を私も控室で聞いていましたけれども、悪いことのように聞こえたのですけれども、そういう感覚ではないですか。自衛隊の活動が何かおかしいのではないかと、私は、そういうご答弁に聞こえましたけれども、いかがですか。

○（学教）総務課長

決して悪いという意味ではなくて、過去にそのような話を、私ども2回ほどしておりまして、話を通していただきたいと、それについては了解しましたということで、これまで伺っていたものですから、急にそういう話を伺ったものですから、それは問題だということで話したということです。

○教育長

数年前に直接学校に配布して、そして教職員がちょっと問題視するというような事例がありました。それで、私どもは、小樽の連絡所の方にたまたま来ていただいたので、話したのですが、教育委員会にお話しただけならば、学校に進路指導として進路指導主任にお話しすることはできますよということで、私どものところを通さないと、かえって各学校で校長なり進路指導の主任が、教育委員会は知っているのですかとかと、そういうことになりますので、そういうことのないように、事前にご一報いただくと。もちろん進路指導の一環であって、生徒が卒業して自衛隊に行きたい、保護者とも相談されて、そういう進路を選ぶということは、これは当然ありうることで、そういうようなことまで否定しようとは全く考えておりません。

○横田委員

今回のことも、通知なしに行ったということだけを言って、だめだというのであれば、それはわかります。去年も今年もということであれば、それは自衛隊の方の対応も悪いでしょう。ただ、昨日の答弁を聞いていますと、そうでなかったように聞こえましたし、今日の報道でも、学校教育部長は、今後、同様の依頼が来たら配布しない方

向で対応していきたいと、はっきり明言されております。それから、教育長も、自衛隊が教育現場に直接PRするのはよいことではないと言っておりますね。

報道ではそう書いております、どういうふうにされたかわかりませんが、事前連絡があるべきだということですから、そっちの方はいろいろ自衛隊の方にもお教えしなければならいでしょうけれども、昨日のをちょっと見て感じました点を聞かせていただきました。

○委員長

今朝、電話があったと言われましたが、そのときにはどのように募集の方に答えたのですか。

○（学教）総務課長

今回の募集事務所の方が、かわられていまして、そういう過去の経過を知らなかったということでお話しされたものですから、3年前にも話して、去年も話しましたと。そういう中で、事前連絡なしでこういうことをされては困りますと話したところでございます。

○委員長

それでは、徹底するということですか。

○（学教）総務課長

それで、近々、この議会が終わりましたら、そういうことで考えています。

○教育長

毎年そういう部分で違いますが、私どもは所長にこういうふうにしていただきたいと話をするのですが、応募に歩かれる方は、自衛官を退官されてから、たまたま募集時期にそこでお仕事をされるということで、そこでの引継ぎがないということが事実だと思いますので、そういう話を申し上げたいと思っております。

○横田委員

募集に歩く広報官は現役の自衛官です。退官された者ではないですよ。事務所にいるのは、今は一尉の所長と、あと総務が何名かいます。私、募集相談員です。まだ2回目ですが、決して退役した方でなくて、現役ですので、指揮命令系統はしっかりしております。それであれば、なおさら事前連絡しなければならなかったのしょうけれど。そういったことも考えながら、学校教育部長、今後は絶対配布しないということですが、そのとおりでいいのですか。

○学校教育部長

先ほど課長から説明いたしましたが、過去二、三年の経緯がございまして、その段階で私どもの方に必ず事前に連絡するようにとのことだったのですけれども、それが全くなかったものですから、私どもはそういうような発言をしたところでございます。今、課長が言いましたように、議会が終わりましてから、また、自衛官の方が来ますので、ゆっくりお話を聞いてみたいと考えております。思いと活字が違うようになってございますので、そのところはご理解をいただければと思います。

○横田委員

今後のしっかりとした対応をお願いしたいです。

○学校教育部長

私ども、例えば路上でありますとか、市内でありますとか、そういうところで配布することについては全然考えてはございませんが、あくまでも校長とじゅうぶん話し合わない限り、私どもの思いと校長先生の思いが合わないとか、またいろいろな面で摩擦も生じますので、そういう面も含めまして、また、自衛官の方とお話しさせていただきたいと考えてございます。

○横田委員

高速道路整備について

次に、企画にお聞きします。先ほどの高速道路の關係の説明を聞きました。レジュメも読ませていただきましたが、事業評価の結果が出ているわけですが、この中でちょっとわからないのです。重みづけによって補正をし直して、総合評価が出されたら先ほど説明がありましたけれども、その重みづけというのはあまり聞きなれない言葉なのですが、これはどういうことですか。

○（企画）八木主幹

先ほどの報告の中でも申しあげました費用対便益という評価と、採算性、外部効果という三つの評価がございまして、この三つの評価を要素としまして、総合的に100点満点とするときに、それぞれの点数配分を行います。その結果、100点満点の何点かという評価をするということで、その点数配分のことを重みづけというふうに言っております。この配分の割合につきましては、国土交通省の道路事業評価手法検討委員会と、また、この委員会が都道府県知事等にアンケートをとっておりまして、その都道府県知事等のアンケート結果による評点の重みづけ、そしてもう一つ、昨年からの道路關係 4 公団民営化推進委員会が主張する重みづけと、3通りの重みづけが現在公表されております。

○横田委員

32位ということだったのですけれども、これでは、シーズン中は4位ですけれども。この32位というのは、今、三つ何かおっしゃられましたけれども、そのうちどのケースなのでしょう。民営化委員会でないですか。

○（企画）八木主幹

最初申しあげました道路事業評価手法検討委員会、森地委員会と言われているものの重みづけでございまして、費用対便益が39.5パーセント、採算性が24.7パーセント、そして外部効果が35.8パーセントという配分になってございます。

○横田委員

わかりましたが、この70区間中の32位が、いいのか悪いのか、ちょっと私は判断がつかないのですけれども、こうした評価がこれで終わりなのか、まだこれからさらに状況は変わっていくわけですので、評価とか、その他いろいろなることがあります。こんな評価はこれで終わりですか、まだやられているのですか。

○（企画）八木主幹

今回の事業評価につきましては、今後もう一度やるということでは聞いてございません。

○横田委員

採算性の部分が出ていました。採算性では全国第22位、総合的評価に比べると高いのですけれども、これは道路公団になるか、新会社になるか、まだわかりませんけれども、採算性が22位なので、これはいいぞというふうになるのか、その辺の小樽市としての見通しはどうでしょうか。

○（企画）八木主幹

全国70路線のうちの22位ということで、比較的高い位置にはあるわけですが、道路公団の新会社の枠組みについて、いろいろ検討されているところでございまして、道路公団がどれだけの財源をもって整備できるかというところが決まらないうと、何位までだといいますか、A・B・Cというふうになるわけですが、どこまでが整備できるかということが決まっていきませんので、この辺がわかるまではちょっと見通しが立たないということでございます。

○横田委員

見通しが立たない。素朴な疑問で申しわけありませんけれども、新会社と新直轄の大きな違いというのは何ですか。

○（企画）八木主幹

新直轄方式につきましては、昨年の例で言うと、12月11日の政府・与党の申合せで決められたものですが、

国と地方とが財源を負担し合いまして整備していくという手法でございまして、一般的に本州では25パーセント、4分の1とされていますが、北海道は特例で15パーセントの地方負担ということになってございます。この新直轄の場合ですけれども、費用対便益を高めるという目的のためにコストを削減するということがありまして、道路規格につきまして、設計速度あるいは車線数などについて、これまでの有料道路方式の整備に比べますと基準が低くなると、その結果、ルート変更などもありえますということで聞いているところでございます。

また、新会社は有料方式で整備するようございまして、これまで公団で整備していたとか、また、管理していたところでございますけれども、新会社とあるいは民間会社が整備するものでございます。この新会社につきましては、A・B・Cという3通りのしくみがございまして、Aと言われているものが道路関係4公団民営化推進委員会によって決められているもので、また、B・Cというのは、国土交通省の方で提案されている枠組みでござい

ます。

○横田委員
今、三つのスキームというか、枠組み、A・B話をされました。Aは猪瀬さんのやつですね。Bは国がやりなさいというもの。Cは何ですか。

○（企画）八木主幹

B及びCは、これは両方とも国土交通省の提案によるものです。本来Cということで提案したものですけれども、A案とあまりにも遠いということで、中間点、妥協点としてB案を提案しているということでございます。

○横田委員

どれになるか、もちろんわからないということですが、小樽・余市間がどれになるのかという、それこそ可能性の問題でしょうけれども、どちらの可能性が高いでしょうか。

○（企画）八木主幹

ただいまのご質問は、新直轄と新会社による整備がどちらがされるかということでお尋ねでありましたが、確かに知事が、採算性が非常に高いということで有料方式でお願いしたいという意見を述べたところではあるのですが、実際のところ、この25日に新直轄の第1次選定が行われますし、このときに、小樽・余市間につきましては、今、全国の32位という中間の位置にあるわけございまして、しかも最近の情報では中くらいの順位のところも対象となるというような情報もございまして、全くその新直轄の部分というものの見通しが立ってございませんので、そういう中で、今、新会社なのか、新直轄なのかということの判断は難しいものと考えてございます。

○企画部長

今、主幹が答弁した部分なのですが、少しつけ加えさせていただきますけれども、基本的に先ほど説明申し上げたように、道としては採算性の部分、同じCでも採算性の高い小樽・余市間について、有料道路という、こういう方式を求めて意見を述べたと。ただ、問題は、今度、では新会社でやるということになると、先ほど言ったようにA・B・Cのランクづけ、いわゆる枠組みがどうなるのかということによっては、いわゆるAランクというのでやるとなると、極めてこの採算性が求められていますので、小樽・余市間のCランクのところとそこに該当するかどうかというのが、かなり注目になるのです。ですから、新会社のAでやるということになると、AとかCとか出ていますから恐縮ですが、いわゆる格付のCという部分の、道路の格付と、それから新会社のA・B・Cというような変化があるのですけれども、そのところが、ちょっと難しいのです。そういう意味では、新会社がAでいくという形でいくと、例の委員会の委員の意見の方ですから、今、政府の方はどちらかということその方向で動いているのは確かなのです。ですから、情動的には、Cランクの道路を早期にやっていくというのはかなり厳しい要素も出てくるかなと。ただ、いわゆる自民党を含めた与党の考え方というのは、Bランク。Cはもう欄外ですが、Bでもって事業をやったらどうだという意見もありますので、有料であっても、AでいくのかBでいくのかで相当事業化の進みぐあいというのが変わってくるかなというふうには思っています。

○横田委員

なかなか25日どうなるか。昨日の新聞にも、小泉首相が石原国土交通大臣といろいろ話をして、与党の調整に臨むように指示しているところですね。どんな方式になるかわかりませんが、早期にできればいいなというふうに思っていますので、期成会の方もよろしくお願いします。その辺企画もひとつ一生懸命お願いいたします。

からまつ公園の運営ハウスについて

からまつ公園にクロスカントリーの練習場がありますが、ここの管理・運営についてお知らせください。

○（社教）社会体育課長

からまつ公園の歩くスキーのカントリーコースでございますけれども、ここの運営につきましては、社会体育課がみずからやっていくとなってございます。それで、実際には、社会体育課の職員がそこに張りつくことができませんので、スキー連盟の皆様の協力をお願いいたしまして、ボランティア的にスキー連盟の方々もそこについているという形にはなっております。

○横田委員

ハウスがありますが、あのハウスはどう使われているのですか。

○（社教）社会体育課長

冬期間のハウスの利用の方法でございますけれども、開放をしてございますのが、毎年1月の年明け早々から3月いっぱいまででございます。そこで、からまつ公園の運営ハウスにつきましては、午前10時から午後4時まで、その期間、開放してございまして、休憩に使っていただいたり、それからトイレを利用していただく、そういう形をとっております。

○横田委員

それにはスキー連盟の方が、ボランティアでかぎをあげたり閉めたりしているということで押さえてよろしいですか。

○（社教）社会体育課長

スキー連盟の皆さんにお願いしているのが、ボランティアでございます。

○横田委員

利用者から相談がありまして、16時、実際には15時50分でしょうか、準備をして16時に閉めるということですので、それ以降の練習する者が着がえの場所がなく、車の中で着がえをすとか、汗をふく場所がないとかということで、もう少し、二時間延長できないだろうかというお話です。スキー連盟の方が言っています。それで、今言ったように、かぎの管理は我々とかはもちろんやらせてもらって構わないというお話ですが、教育委員会の方ではその辺の見込みといたしまして、それはどういうふうに考えていますか。

○（社教）社会体育課長

先ほどもお話しいたしましたけれども、一応、午前10時から午後4時までが歩くスキーのコースのオープンの時間でございますが、それに伴いまして、運営ハウスにつきましても、午後4時に一応クローズしているということでございます。なぜこの4時かといいますと、当然冬季間は4時になりますと、もうかなり暗くなってまいりまして、3時50分ぐらいまでに、スキーの練習といいますか、コースを歩くのをやめていただきまして、50分までに運営ハウスに入っていただき、着がえなり、暖をとっていただく、それからトイレを利用していただいて、4時に閉めているという状況でございます。ただ、これ確かに1月早々となりますと、もう暗いということでございますけれども、2月、3月となってまいりまして、だんだん日没の時間が長くなってまいりますので、当然スキー連盟の方とも、そのところをよく話し合いまして、時間の延長ができるのかどうか、いろいろと検討してみたいと考えてございます。

○横田委員

私も4時ぐらいに行ってみました。確かに暗いですが、照明も若干ありますし、林の中までずっと入っていかなければ、あのグラウンドのところ、あそこで練習する分にはじゅうぶんできると思います。実際に高校生等が練習に来るのは、やはり4時ぐらいになってしまうらしいのです。そうすると、行ったらもう閉まっているので、全然着がえができませんということがありますので、かぎの管理も運営もボランティアでやりたいという意向ですので、費用もかからないと思いますので、ぜひ時間の延長、管理、ハウスの開く時間の延長を、今、課長の話ですと、検討するということですが、ぜひお願いしたいと思います。部長の方から、一言お願いします。

○社会教育部長

今も課長から答弁申し上げましたように、スキー連盟の方と、どういう形で運営していくことが一番ベストなのか、じゅうぶん協議をさせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時15分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。公明党。

○秋山委員

給食のアレルギーについて

最初に、先ほど自民党が、食育に関して質問していらっしゃったものですから、ちょっとだけ関連してお聞きしたいことがあります。

牛乳とか卵とかそばとか、食物に対してアレルギーを持つ児童・生徒に対して、学校給食の中で具体的に何か対応されているということはあるのでしょうか。

○（学教）学校給食課長

アレルギーに対する子どもたちへの対応でございますけれども、基本的に学校給食は統一的な献立なものですから、個別な対応はできてございません。ただ、学校との連絡によりまして、献立については、給食だよりを通じて通知をしておりますけれども、さらに希望する学校からは、食品添加物等を詳しく記載した献立表を、学校を通じまして父母に渡している現状でございます。

○秋山委員

実は、道内の他都市においては、こういうアレルギーを持つ子どもに対して、具体的に対応をとられている学校があると伺ったのですが、具体的にどのくらいの学校があるのか、押さえていらっしゃいますでしょうか。

○（学教）学校給食課長

申しわけございませんけれども、道内の学校の状況を詳しくは押さえてございません。そういう学校があるということは聞いてございます。

○秋山委員

数としてはそんなに多くないということと、大きい学校でないというぐらいしか、私自身もとらえておりませんが、献立表の中に詳細に記されているというだけであれば、アレルギーを持つ子どもは食べるなということにもとらえられるのではないかなと感じるものですから、一本化された給食の中では、そんなにたくさんいらっしゃる子どもに対して、大変だとは思いますが、今、この食育ということが問題になってきている状況下

にあって、今後考えていく課題ではないのかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

○（学教）学校給食課長

確かに多様な献立というのは難しいことではありますが、今、いろいろなアレルギーの問題が出てきております。委員がおっしゃったように、牛乳、そば、それ以外にも、今、あらゆる食品につきましてはアレルギーを持っている子どももいるわけですから、今後の課題と考えております。

○秋山委員

今、小樽市の抱える大変な問題が一段落してからなんていう言い方は申しわけないのですが、そういう状況下にあるということを確認していただいて、前向きに検討していただきたいと思います。

○教育長

学校給食の中で、そばなどは、もうあまり出さないようにしております。それから牛乳とか鶏卵とか、いろいろあるわけですが、それらについては、入学時あるいは学年途中で、三、四年生のときでも、個人で調査して保護者から届出を受けるということも可能ですので、その辺を検討してみたいと思います。

食育の基本については、校長会議でも、先日、小学校、中学校両方とも指導したのですが、これからインフルエンザの時期になりますし、春のSARSとの関連も考えられますので、一番大事なのは体を丈夫にすることで、それには食が基本です。朝食の欠食とか、そういうようなことのないように、保護者にも通知を出してほしい。それから、例えばスキーなんかに行くときに、コンビニの弁当を持たせるようなところもあるけれども、きちっと家庭食でもって対応するようにという指導もしておりますので、それも給食の関連の中で大事なことを考えております。

○秋山委員

小樽市統計書の空き家について

次に、昨日も出ておりましたが、空き家という点で質問をしたいと思います。小樽市で出している統計書の84ページになるかと思いますが、ここの中に「居住世帯なし、空き家等」ということで、平成10年度、8,110という数が載っております。昨日の自民党にお答えになった数と多少食い違っていると感じたものですから、昨日の数値、もう一回教えてください。

○（企画）迫主幹

昨日、市内の空き家の数について、7,940件ということで答弁させていただきました。小樽市の統計書に出てございます、この8,110という数字には、昨日の7,940のほかに、建築中の住宅は居住者がおりませんので、これなども空き家としてカウントされておりますことから、昨日の数字と統計書の数字での差が生じているところでございます。

○秋山委員

それと、この空き家というとらえ方なのですが、この表によりますと、総数、それと居住世帯ありというところで、住宅数の中に持家、それと借家のくくりの中に公営、公団、公社、給与住宅、そしてそのほかに民営と分けられております。一般的市民感覚からいうと、この民営、公営、公団というのは、空き家ととらえるものかどうかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○（企画）迫主幹

ここに掲載されております民営ですとか、公営、公団の数字でございしますが、ここは空き家というとらえ方ではなくて、借家というとらえ方でカウントしているものでございます。

○秋山委員

借家の数を数えて、そしてその中で空き家がこれくらいあるという表ですか。

○（企画）迫主幹

この表で申し上げますと、ここに掲載されております借家という数字でございしますが、ここは居住世帯が

あるということで、空き家としてはカウントされているものではございません。ですから、別計になっております8,110という数字の方が、居住世帯がないということで区分されておまして、空き家としてカウントしているものでございます。

○秋山委員

言い方が悪いのかと思いますけれども、総数という中に持家と借家と区分されて、その合計が総数だと思うのです。であるならば、私たちの観点からいうと、この民間住宅以外、民間が経営するアパート以外は、あいたときに空き家というとならえ方はしないのではないかなと考えるのですけれども、その考え方はおかしいでしょうか。

○企画部長

これは住宅統計でございまして、住宅統計というのは統計の仕方が5戸飛びで調べて、そしてその比率を推計値で出しているのです。ですから、そういう意味では、公営住宅の団地の中にぼんと入り込むと、基本的には、いわゆる住宅だけでも空き家としてカウントしていく。そうすると、戸数的には、このブロックの中で空き家は何戸あるかということで推計を出すということで、これはすべて住宅、小樽市の世帯でいうと6万何千戸を全部歩いて、空き家か何かということを全部統計で調べた数字ではなくて、住宅統計というのは、そういう形で今年も調査をやっていますけれども、国の方で指示がありまして、そういうやり方での統計表だということを、まず基本にご理解いただきたいと思います。

○秋山委員

小樽市の場合、高齢化が進んでいるということで、私たちがまちの中を歩いても、年々増えてくるなというのは、目で見ても感じるというのが実態のように思っております。であるならば、空き家対策をするときに、公団とか民営とか公社、給与住宅というのは、壊したとき、用途が終わったときに、その責任の名の下できちんと処理されていくものです。ところが、持家とか、個人の経営するアパートという部分はさまざまな問題があって、取り残される可能性があるということで、昨日、もしも火事があったらと、そんなようなことで問題になっているのかと思うのです。これに加えて小樽の場合は、独居世帯というのですか、単身高齢者の数もかなり増えてきております。同じく統計表によりますと、小樽の65歳以上の単身高齢者数、男女合わせて7,067名という数も出ておりますが、今、この7,000幾らという人数に対して、これら一人一人、もしも処理されないという場合は、これが即戸数として残ると思いませんけれども、かなり含まれてくるのではないかと考えますが、この考え方はおかしいでしょうか。

○企画部長

空き家の問題については、昨日もお話したように、庁内でいろいろ秋山委員からのご質問も含めて、今、議論をさせてもらっていますし、昨日の議論でも、いわゆる高齢者がお住まいになっている住宅が、すべてとは言わないけれども、空き家予備軍という形にはなると、私どもも、そういった考え方については認識は同じだと考えてございます。

○秋山委員

そういう中に、自分の家を持っているがために、単身になっても、要するに公営の住宅へ移りたくても移れない、取り壊すとなると財政的に厳しい、息子や娘は戻ってこないという状況の中で、本当に厳しい環境の中で住まざるをえないという家庭もけっこう見受けられるということから、やはり小樽の今後の大事な観点の一つと考えております。それで、企画部で、この空き家の実態調査、その結果、数字として押さえておくだけなのか、今後どのように生かすのか、方向性を教えていただきたいと思います。

○企画部長

先ほども話したように、この統計調査における何千という、その空き家の問題については、先ほど委員のご指摘がありましたように、例えば市営住宅であっても、道営住宅であっても、その他官公庁の公宅であっても、財政事情の中で、板を打ちつけて空き家にしているという現状はまず一つあると思うのです。ですから、官公庁が全部処

理しているかといった処理はしていないという、そういう現実が、まず空き家の実態の中にあるかと思います。それで、昨日、主幹も話したように、現状として、消防の方で、だいたい300から400くらいの、いわゆる所有者のきちんとわかっていて空き家になっているという、こういった実態の把握もしているものですから、それがこういった地域にあるのか、これを地図に落とす作業を行いながら、何とか新年度に向けて、その空き家というものに対して、どのように市として新たな施策なりができるかどうか、そのあたりも含めて、今、企画部を中心に議論しております。昨日もちょっとあった、例えば民生委員が、地域の中でそういった老人世帯、単身世帯でお困りの方が、市役所の方の一定のシステムの中にご連絡いただければ、その住宅をどうしたら空き家にしないように、いわゆる他に貸していけるような状況ができるのかどうか、そういう意味も含めて全体のシステムができるかどうか、今、企画部の方でいろいろ検討させてもらっていますので、もう少し時間をかしていただければと思います。

○秋山委員

市民要望に対する対応について

次に、今後、さまざまな意味で市民要望が小樽市に出てきた場合、例えばロードヒーティングというのはもう厳しいというのはわかりますけれども、信号機とかカーブミラーなどさまざまなものがあると思いますが、そのようなときにどのように対応するのか、また、市民要望に対する基準というものはあるのかどうか、どのように考えられているのかを教えてください。

○（総務）総務課長

今、具体的な例のあがりまして、例えば信号機のケースですと、公安委員会の方に届けを出すことになると思いますので、私どもの組織の中では市民部が窓口になりまして、公安委員会の方にこちらの要望を伝えていくことになると思います。それから、カーブミラーの場合ですと、市の事業として、交通安全対策の事業を持ってございまして、この中で対応できる部署もあるかと思います。いずれにいたしましても、市民からいろいろな要望が上がりましたときには、金額的に小さいもの、あるいはたいへん大がかりなものもあるでしょうけれども、それぞれの所管の部でまずは検討し、それから財政的にどういうものになるかということをあわせて検討した中で、一定程度おこたえできるものかどうか、判断していくことになるのではないかなと思います。

○秋山委員

信号機とかカーブミラーとか、それぞれの部局にある程度任されている部分もあるかと思いますが、例えていえば、昨日の質問とだんだん似てくるのですけれども、地域公園と位置づけられている公園の一部を、人間から動物のために利用目的を変更するという場合もありうるのかどうかという部分はいかがなものでしょうか。

○（総務）総務課長

公園の場合は、都市公園法でしたか、そういう公園の基準となる法律に基づいて設置しておりまして、都市計画審議会などを経てやっております。したがって、簡単にその用途を変えようとなりますと、例えば単純な広場にするとか、そういう除外するということになりますと、また、都市計画審議会にお諮りしてやるということになりますと、現状の判断でなかなかそこまで難しいのかなと思います。ですから、全くそういう利用形態を変えてしまうということではなくて、今のその公園なら公園という利用形態のまま、公園という状況のまま、一部その利用をどれだけ拡大していけるのか、どの程度利用していただけるのか、その辺はいろいろな検討の余地があると思っています。

○秋山委員

実は、この公園自体、かつてはつくられたという背景が、昔、失対事業というのがあったかと思うのですけれども、その事業でつくられた公園、そして今現在、こういうご時世ですから、子どもが遠足に行くという場所でもない、ほとんど10人中10人、市民は知らないと思うという感じの公園が地域公園と位置づけられて、まだ小樽にもあるのです。何とか同じ公園の位置づけで、その一部分だけを用途変更したいという場合は、例えば公園課にお願い

しても、あっちこっちと、要するに部署が決まらないという部分がございます。こういう変更をしていただきたいという場合は、所管がどこになって、どの部署との協力が必要となって、市民の要望があった場合、いつも受け入れられているものかなという部分がどんなものかなということで、お尋ねします。公園というのではなく、用途変更という観点から、どこがかかわるのかなということでお願いします。

○（総務）総務課長

その一つの、事例として、今回の場合の例につきましても、所管部ではじゅうぶんいろいろな議論のある中で、あそこの場所についても、どういうふうに活用していこうかということは検討するという方向にはなっているというふうに私も承知してございます。そういう意味では、どの案件につきましても、まずは所管部がじゅうぶん検討し、その検討結果を、その必要に応じて庁内で、場合によってはトップを含めてじゅうぶん検討していくということになると思います。案件によって、なかなかその方向性が出ないということでの気持ちもあるかと思いますが、まずはその中で、私どもも議会議論をお聞きしている中で認識はございますので、まずは原部の検討を待ちたいと考えてございます。

○秋山委員

小中学校教職員の駐車場問題について

それでは、教育委員会の方にお尋ねしたいのですが、前回の総務常任委員会だったかと思いますが、小中学校の教職員の駐車場の駐車問題に関してお尋ねした件がございます。その後、教育委員会としてどのようになされたのかをお尋ねいたします。

○（学教）総務課長

前回、秋山委員からお話がありまして、それぞれの校長会の方で、やはりこういう駐車場、小樽の場合、狭いですから、先生方が駐車する場所、それから来校者が利用できる場所をきちんと確保して、来校者の方に迷惑がかからないようにしていただきたいと、こういうお話をしまして、改善に向けて努力していると考えております。

○秋山委員

一部の学校で、今までは、教職員が学校に来るのに当然だという感じで駐車されていたところがございます。ところが、今度は、ここもちか配慮をされてとめられている様子を見受けまして、ああ気を配られたのかなということを感じられましたので、やはり児童・生徒は徒歩で来まして、通学路も決められて、学校に行くという中で、教職員だけが胸を張って乗用車で乗りつけるという、そういう態度というのはやはりいかがかなと思いますので、今後ともじゅうぶんに気をつけていただければありがたいと思います。

子ども110番について

引き続きまして、子ども110番に関連して、この間、質問させていただきましたので、お答え願いたいのですが、このマニュアル化、いろいろな角度から子ども110番というステッカーが張られているということで、一本化、マニュアル化という部分で提案したのですが、そんなに難しい問題ではないと思いましたが、今度、検討するというようなお話をされていたのですが、この件についていかがでしょうか。

○（社教）社会教育課長

子ども110番の家でございますけれども、委員もご承知のように、平成13年の池田市の児童殺傷事件から、学校、地域の取組ということで始まったものでございます。110番の家のステッカーにつきましては、現在、市のPTA連合会で通知したものを作成いたしまして、家庭や店舗などに配布しております。また、市P連だけの取組ではなくて、コンビニエンスストアですとか、それからハイヤー協会のタクシーのステッカー等々もなされておまして、一般質問でもお尋ねがございましたように、いざ駆け込まれたときに、どう対応していいのかと迷う方もいらっしゃるということもお聞きしてございますので、委員が今お話しになりましたように、要するに対応についてのマニュアルというのは難しいものではございませんので、できるだけこれにつきましては作成をして、関係の皆さんに

配布をしたいと、こう考えております。

○秋山委員

せっかく子どもたちを犯罪から守るためのすばらしい働きかけの一つでもありますし、どうせ張るならば、皆さんが活用できる方法で一日も早く対応していただければありがたいと思います。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（勝）委員

私からは、組織・機構の関係、税の関係、それから学校教育について教育委員会の方に、それと社会教育の関係もです。それから企画部の方にお尋ねします。

まず一つ、初めは、この間からずっと議論しております財政健全化の問題、それから平成16年度予算の方向性について聞きました。政策課題についてもやっております。それで、総務常任委員会ですので、ここで全体的に確認を含めて、今後の問題について伺いたいと思います。

行政改革と財政健全化の現状と見通しについて

1点目は、行政改革と財政健全化の現状と見通しです。このしくみについて、考え方、それについては予算特別委員会では山口議員の方からお話をしています。この関係といたしますが、ここをもう一度整理させていただきたい。

○（総務）田中主幹

予算に対しては財政部長からの答弁がありましたけれども、行政改革と健全化、そういうことで総合計画と、そういう形では三位一体という形でお話しさせていただきましたけれども、総合計画を中心として、いずれも市の行政運営の基本となる柱、相互、密接に関係しているという形で認識しております。

○佐々木（勝）委員

それでは、毎回、市民に行政改革の進ちょく状況を報告していますけれども、一番直近では今年の9月ですね。この行政改革でのねらい・目的をお示してください。

○（総務）田中主幹

行政改革の一番大きな目標といたしますが、大きく分けて二つあると思いますけれども、市民サービス、それから住民福祉の向上、これがまず1点。それと、行政の効率的運営、最小の経費で最大効果といたしますが、それが一番大きな目標という形で行政改革を進めていくと認識しております。

○佐々木（勝）委員

それで、財政効果を上げるために行政改革をするとらえがちなのだけれども、もう一度整理してください。

○（総務）田中主幹

確かに今までも話をさせていただいておりますけれども、行革には種々いろいろな項目がございます。その中には、結果として、直接、財政効果を目的とする項目もございますし、それ以外に住民サービスの向上、事務事業の見直しというものがおりますけれども、それについても、住民との直接の中で業務を効率化することによって、手間を省くですとか、そういう面もございますし、又は内的な効率化によって迅速化を進める、その結果、事務量が減って、職員の削減という形で、結果として間接的に財政効果を生むもの、さまざま行革の項目としては、かなり広い中でいろいろな項目がございますので、ご了解いただきたいと思います。

○佐々木（勝）委員

それで、今回は組織・機構の見直しということで、いろいろと説明されていますが、この行革にかかわる組織・機構の見直しの観点が今どういう状態になっているのか。

○（総務）田中主幹

今回、事務分掌自体の改正も含めまして、平成16年度に向けて組織の見直しを進めております。行政改革に限らず毎年のように、それぞれの組織の見直しは進めております。平成16年度に向けての組織の見直しにつきましても、やはり目的は市民サービスの向上と、効率的、スリムなどといいますか、行政運営といいますか、それを目的として組織を見直していく、ある程度オープンにするなど、あとは一部業務のやり方ですとか、組織的な部分で、例えばグループ制といった形を一部で導入するなど、効率的な運営、組織にすると、それをつくっていきいたいと考えております。

○佐々木（勝）委員

ここに平成15年第2回定例会に配られた資料の中で、市立病院の部分の状況があります。これは時代に即応した組織・機構の見直しという表題なのです。その組織・機構の見直しの部分については、この時点では、ほとんど三角というのは、今、一部実施し、進めているということで押さえております。そこで、今回の取組、その中の組織・機構の見直しというところはその辺もあるわけですが、ちょっとネックになっている部分というか、どこに問題が起きてくるのかなという段階で考えてみたいと思うのですが、この中でまだ少し検討中のものの中に、国際交流の見直しと、それから消防出張所の適正配置の関係があります。前の7番目にあるこの組織・機構の見直しという観点でいけば、グループの設置ということがされているし、今、グループ制の問題、部の統合、こういうものが進んでいるわけですが、行き着くところといいますか、どこを目指しているのでしょうか。恐らく区別しませんよね。組織・機構の見直しのところについての面は、グループ制を導入しているということで、表題にスリムと、こういう形にしてあるのですけれども。

○（総務）田中主幹

観光振興室は平成13年度に設置ですね。毎年一部ずつ、それぞれその時々行政課題に対して、組織の見直しをしているのです。それで、平成16年度の組織・機構の見直しにつきましては、今まで部の再編を含む大きい形での見直しというのが、昭和59年度以来行われていなかったという部分がございますので、その中で、まず大きなつくりとして、今の時代とか、今の状況に合った部の再編、それで幾つか部について見直しを図るという形で、その大きいもの以外に、今までの組織形態である係制といったものを、一部でそういう壁をとって、もうちょっと機動的に、柔軟に、市民要望にもこたえられるような形で対応するような組織をやってみて、効率化、サービス向上を図りたいということで、最終的には行政改革全般を含めてなのではございますけれども、効率的にやっていくということが最終的な目的になると思います。

○佐々木（勝）委員

表題でいうスリムについて、どうすることがスリムなのかというと、まず統合する、人の削減ということで、今いる人たちの部分を含めて動かしていかなければならないという感じがするのです。目指すところはそういうことです。それから、この改革を成功させるには、キーワード、キープポイントがあると思うのです。行政改革を進めていく形ではあるのですが、私は、先ほどの例に対してでも、消防出張所の適正配置等について提案をし、住民にしっかりと説明がされて、それで理解を得ているのかなというのも、一つあります。それから、統廃合するとか、いろいろな形を聞きますけれども、じゅうぶんその取組方も含めて説明責任と、やはり理解と協力を求めていくのがキーワードだと、私は思うのです。そういうことで考えていけば、この行政改革を成功させるためには、先ほど市民サービスの低下にならないというわけですが、この説明責任と、それから理解と協力を得るための責任と誠意といいますか、これをしっかりしていかなければ実らないのではないかと考えているのですけれども、この辺どうですか。

○総務部長

組織・機構の見直しだけでなく、やはり市のやっている行政については、住民にじゅうぶん説明をして進めるということが大事だと思っています。今回の行政改革も含めての組織・機構ですけれども、それについても、現在

は部の再編計画以外に、条例の関係でやっていた部分が出たわけですがけれども、そのほかに課の係というのも出てきますね。課は出しておりますけれども、係も今、調整中ですので、係の方を出すかどうかは別にしても、こういう組織になりますと、以前と違いますから、新しい組織について一応住民にお知らせしないとということでは広報などを通じてじゅうぶん説明していきたいと思っています。それは、整理がついた段階で、広報などでお知らせしたいと考えています。

○佐々木（勝）委員

どの立場もそうですけれども、市民にわかりやすい、こういう形で進めていくように。財政健全化の見通し・現状なのですから、こういう押さえでよろしいでしょうか。今年の8月に示された財政健全化の取組、その中の考え方、それから財政効果に向けて健全化計画、これらが出たと、もう一回そのところを説明してください。

○（財政）財政課長

8月に皆さんにお示ししたときには、このままでは、当初の財政計画では平成17年度150億円という赤字が出るというものを84億円まで解消しました。そして今後、このまま進めば財政再建団体になってしまうので、平成18年度を目標として、人件費で3年かけて20億円、事務事業の見直しで15億円の歳出削減、そのほかに歳入で5億円、合計40億円の効果を上げて、何とか平成18年度からは単年度の収支がとれるようにしていきたい、そのようにお示しいたしました。

○佐々木（勝）委員

そこで、赤字の方向で長引いてくると、このままいったら財政再建団体になるということですが、財政再建団体になった形の例を引いて、その手法を使って進めているのか、そのところなのですから、このままいったらこうなるよということと、それからなる前に財政再建団体の例のとおり進めていかなければなりませんよと、この関係なんだけれども。

○（財政）財政課長

地方自治体が収支の均衡がとれなくて赤字になったということで、それをどのように解消するかということでは、基本的には同じでございます。それを、国の管理の下で財政再建団体になって、ある程度一定の限られた期間で一気にやっていくか、それとも、多少時間はかかっても市民サービスの低下を最小限に抑えて自主再建をするか、この差だと思います。それで、私どもは再建団体になって、一気に今の状況を解消する道もありますが、それでは市としての独自性が保てないので、何とか自主再建をやらなければならない。再建団体になっても、自主再建であっても、やる手法的にはあまり変わらないと思います。ただ、その程度が違うのではないかと。そういうところで市民サービスの低下を極力抑えながら、それでも収支の均衡のとれる財政を目指したいということで考えてございます。

○佐々木（勝）委員

そこで、具体的に40億円の財政効果を上げるために、先ほども出ていた人件費で20億円、それから事務事業の見直しで20億円を出すということですね。まだいろいろあると思います。それから、その内訳としては、歳出削減で15億円、歳入で5億円と、これで40億円の効果を上げると、こういう押さえでよろしいでしょうか。

○（財政）財政課長

はい、そのとおりでございます。

○佐々木（勝）委員

それで、現在の状況でいくと、今回4定にかかっている部分、この財政の40億円の効果を上げる見通しに立ちますか、それとも難しい状況にありますか。

○（財政）財政課長

まず、人件費の見直しの20億円につきましては、職員団体の方ともほぼ合意がつかまして、このままいけば何とか達成できるのではないかと考えております。それと、歳入の見直しで5億円というところがございしますが、これ

はまだまだこれからご議論いただいて、結論をいただくものもありますが、もし今の議論の中で、財政部で考えているような方法で進めば大丈夫かと。歳出の見直し、15億円なのですが、今回、すべてを合わせて40項目ぐらい提案させていただきましたが、これは市民の皆様に関係の深いものを出させてもらいました。そのほかにも通常の事務事業の見直し、管理経費の節減とか、それらを含めても、今のところ、15億円の目標というのは非常に厳しいと考えております。それで、足りない部分はどうかということで、さらに資金を活用するとか、そのほかの財源対策を講じて、今、対応できている歳出の削減のほかにも、手法も考えていかなければならない。ですから、歳出の見直しは、今、非常に厳しい状況でございます。

○佐々木（勝）委員

議会の関係でいえば、今回4定で終わりですね。さらに来年の1定となると、3月議会ですね。それまでの中で議会が持たれるのではないわけですが、そういう進ちょく状況等を、ある程度、状況把握をするような機会といえますか、報告する機会は持つ予定ですか。

○財政部長

今回、主なものだけでも40項目をお示しをさせていただいて、議論をいただいておりますので、市長も機会あるごとにお話しするとは思いますが、今後は、今回の議論経過を踏まえて、最終的にどうしていくのかということを新年度予算編成の段階で決定してまいりますし、それは議会の方々とも機会を見つけて、また、お話をさせていただきます。あるいは、新年度予算の会派説明もございまして、それらの機会を見つけてお話をさせていただく機会はあると思っています。

○佐々木（勝）委員

それで、関連して言うわけですが、平成16年度予算編成の見通しなのです。先ほどから話をしていると、策を苦肉の策をとりながら、いろいろやりながらやっているということで、この間、新聞に載っていましたね。市税の納入に関して、管理職は電話作戦をやりながら市税の増収をやる。この意気込みといえますか、これは初めての経験ではなかったかと思いますが、それをとった動機と反応はどうでしょうか。

○税務長

管理職の電話催告の状況ですが、11月17日から28日まで夜間は7時までということで行ったわけですが、まだ全体的な集計をとってございません。ほとんど管理職からの反応といたしましては、まずだいたいの滞納者は恐らくこの不況の中ということもございまして、12月に一遍に払いますという方がおおむね多かったということで、やってみた結果といたしましては、わりと反応はよかったと考えてございます。

○財政部長

目的は、やはり税収減というような傾向がたいへん厳しくなっておりますから、今までに何回かやってでございますけれども、管理職にも協力してもらって、とにかく滞納分というのはなかなか難しい部分がございますから、現年度での期限が過ぎて、まだお納めいただいていない方に、電話という手段を用いて、納入の機会を持っていただいたというものです。ですから、もちろん中には、あっ、忘れていましたとか、それから、今、税務長申し上げたように、一括でとかいう話もございましたけれども、二千数百件のうち、その時点で、やはり分割であるいは一括、それらを含めて約束していただいた方が相当数の件数ございました。ですから、そういう意味では、結果の具体的な金額で前年と比べてどうかという分析というのは、なかなか難しいのですが、相当効果が出てくるのではないかという気はいたしております。

○佐々木（勝）委員

市民出前講座の意味を含めて、市みずからが汗をかいて、理解と協力を求めることが重要だと思います。

そこで一番問題になってくるのは、予算の中で経常収支比率、これが過去最悪の99.3パーセントまでいっているという状況ですね。この経常収支比率が、もうだいたい限度に来ているのだと思うのです。ちょっとここ5年ぐら

いの経常収支比率の推移を全道と比べてお願いいたします。

○（財政）財政課長

ここ5年ぐらいということで、平成9年度から14年度までで比べてみますと、平成9年度には、経常収支比率は95.7パーセントでございます。それが13年度決算で97.3パーセント、14年度決算で99.3パーセントということで、100パーセントに迫っているわけでございます。今年の場合、14年度決算でも、10万以上都市では、平成9年度の時代からでございますが、最悪ということで、道内は総じて高いわけでございますが、おおよそ高いところは産炭地で、産炭地でもない小樽市が高いということは確かにございます。

その要因としては、まず一つには、昔から市の規模のわりには職員が多かった。それと、扶助費が、他の都市に比べて突出して多い。これは高齢化が進んでいることが原因だと思います。各都市とも、ここ5年ぐらいは、もう一つの要因として、市税の落ち込みと交付税の落ち込みというものがあります。それらの原因に歳入の部分が影響して、各都市とも経常収支比率が上がっている。それは小樽市も同じです。

○佐々木（勝）委員

それで、ポイントがあるわけですが、平成16年度予算は一部編成できるのかなと。表現とすれば、どんな予算になるかなと課長と話したこともありますが、赤字予算と言われるわけにはいかないだろうということも含めて、平成15年度は、除雪費は横に置いておいて、とにかく今言った過程を見るということでしたので、平成16年度の当初予算の考え方と見通しを教えてください。

○（財政）財政課長

これは、代表質問で市長から答弁いたしましたとおりなのですが、まず今回の財政健全化の取組によりまして、一定程度、平成16年度には効果が出るものがあると思います。そういう意味で、歳出の削減なり、人件費の削減というものは、かなりの部分が効果として出てくるだろうと思います。ただし、一方、医療扶助でございますとか、各保険会計の滞繰の繰り出しとか人口増による自然増も見込まれます。そのほかに平成15年度、苦肉の策としてとった借入金を一定程度返していかなければならない。そういうものの増要素もありまして、まず現状の市税と交付税なりの一般財源の状況でも非常に厳しいのではないかと。特にこれを穴埋めする資金残高を解体する、加えて、まさに今が正念場でございますが、来年度の地方財政対策がどのようになるか。おおよそアウトラインは見えてきたのですが、それが小樽市に対してどういう影響が出てくるか、それらを見極めなければなりません。それから、補てんする財源がないわけですから、財源対策というのは一番大変と思っております。

○佐々木（勝）委員

何としても財政再建団体にならないように、16年度予算編成に向けてよろしくをお願いいたします。

それでは、教育の方に質問を移します。

学校運営の在り方について

学校運営の在り方で、何点が質問させていただきます。今、いろいろと取りざたされているのは、開かれた学校ということがにわかには求められていると言われてはいますが、開かれた学校というものについて、どういう認識を持っているか。

○（学教）総務課長

開かれた学校につきましては、これまでも中央教育審議会とか、そういう観点で、これからも地域の方の意見や学校に対する保護者の考え方などを広く取り入れて学校運営をやっていく。また、学校は、学校で決めたことを何らかの形を通じて、例えば今言われている学校評議員といった制度を使って、広く地域の保護者なりに説明責任を果たしていく。そういう流れの中での開かれた学校を目指していくべきだと考えております。

○佐々木（勝）委員

そうすると、中央教育審議会が答申している内容を文科省がそれを受けて、取組がなされていることについては、

そのとおりいこうということなのか、いろいろな形で開かれた学校という声がありますので、そういうことの中で進んでいく状況の中で、学校評議員制度がありました。学校がいろいろな面で悩んだり、思ったり、考えたりしていることが、きちんと受け止められて、それが反映されているかが今一番難しいと思うのです。だから、現場と行政との隔たりがあってはいけないと思うのです。そういうことを基本に置きながら、小樽がとってきた学校評議員制度の現時点での取組を教えてください。

○（学教）総務課長

これは、今回の代表質問で佐々木（勝）議員のご質問に対して、教育長の方から答弁申し上げましたけれども、平成12年度の学校教育法の施行規則の改正がございまして、その時点で、学校評議員と職員会議が法律上に位置づけられております。それを受けまして、市教委といたしましても、これらの学校評議員制度を導入すべく、校長先生からのアンケート、それからそれを踏まえて、平成14年度から学校評議員のモデル事業を実施しております。これは小学校2校、中学校2校でモデル事業を実施しておりますが、今現在、1年を経過しておりますけれども、そういう中で、今、本格実施に向けていろいろ状況をお聞きしているということでございます。

○佐々木（勝）委員

現時点では、そのように私も受け止めたいのです。教育長の答弁の中で、この学校の編成、地域の実情に基づいて学校評議員制度を見据えて、各関係団体にじゅうぶん説明しながら、意見を聞きながら、そしてモデル4校で実施しています。そういうモデル4校を実施している中で、今、課長も答えたように、その評価がどうであったのかということで進めてきていると。報告を受けながらやっているということです。教育長に質問したのは、本来はその報告を受けてまとめて、今度は新しい発足に向けた段階にあると考えているわけですから、手法とすれば、実施したモデル校4校の実績をしっかりと検証するとか、明らかにして、そして今回、新たな発足と。時期的に4月から7月に向けて取組を考えていきたいと言っているわけですがけれども、このしっかりとやってきた足取りを取り直す必要があると思います。そういう部分があるから、どうしても先に行くのですけれども。

そこで、教育長の方から市教委が設置するとか、発足させるという答弁があったのですけれども、もう一度、この設置に向けてとる段取りについて説明してください。

○（学教）総務課長

学校評議員制度の本格実施に向けてなのですが、これまでも校長会を通じまして、これはあくまでも校長の諮問機関ですから、学校運営上、校長が学校に資するといいますが、その部分ですので、校長会の方によく説明して、それから今までのモデル事業の成果といいますが、その各学校の状況、それからどんなことを諮問しているか、どのような答申といいますが、ご意見とかご要望を承って、そしてそれを学校がどのように反映させるのか、また、評議員からは学校からの諮問されたこと、そういうものを学校がきちんと学校評議員に答えたことについて対応しているのかと、そういう意味合いで、実際に動きを聞きながらやっていく。そして、今、考えているのは、できれば早い時期に、教育委員会で、小樽市立の学校管理規則の改正と、それから学校評議員の要綱をつくりまして、4月1日にはスタートさせ、そして実質的なスタートは1学期中ということで考えております。

○佐々木（勝）委員

そこで新しく諮問に当たっては、じゅうぶん配慮しなければならない部分では、モデル事業のときも各団体に説明をして理解をいただいて、そして進めてきたという経緯は変わらないと思うのです。そういうことで、これからもいろいろとお願いいたします。だからもう進んでいるから、途中でそのまま路線変更しないで進む道はわかりますけれども、やはり丁寧に行っていただきたいと思います。そういうことで考えているものですから、教育長の言葉ではないけれども、よく学校で研究して、そういう評議員制度に取り組むようにしていただきたい、そのことをお聞きします。

○教育長

学校評議員モデル4校ですが、その評議員、そして諮問されている校長に評議員の在り方、活動について、どうという評価をしておりますかというアンケートをとりまして、それを集約して、教育委員会に報告をいたして、私たちはその4校の成果を大事にしながら、実際の管理職体制、そして全校の実施に向けて検討を進めていきたいという対応に変わりはありません。

○佐々木（勝）委員

その面では、じゅうぶん関係団体ともしっかりと勉強をされながら、お願いしたいと思います。理解を深めていくという観点に立って、よろしくお願いしたいと思います。

学校週5日制に対応した行事の精選について

学校現場の実践と行政の役割ということで、先ほども触れましたけれども、学校現場は、今、学校週5日制に対応した教育活動をやっていると思います。要は学校現場ではわかるということと、そして正しい学校づくりに向かっていく。その前提に立ったのは、これまでの学習内容の精選だとか、それから行事の精選・見直し、あらゆることからいろいろと精選しながら実効あるものにしてということと、総合学習が、これがこのキーワードになって、この総合学習に向けて行っていく、こういうことだと思うのですけれども、その中で学習内容の精選にかかわって学校計画の問題とか、いろいろ出てきますので、総合学習でそれらをやっていくと認識しています。それはそれで基礎的なことはしっかりと学校の中でやることでいいと。そういうことで、もう一つは行事の見直しの関係というか、精選というか、学校現場では今までわりと行事のことについては、しっかりと時間をかけて完成させていったと、そういう取組をやってきたわけですが、この5日制に対応した中では、どうしても行事の見直し、精選が考えられなければならないという状況にあるわけです。一番最初に教育長に尋ねた部分ですが、学校行事の中には弾力的な運用がということなんかも考えているわけですから、この行事の精選にかかわっても、特に修学旅行等、宿泊学習、これはいろいろな面で教科内容というか、一つの枠の中で大きな位置を占めると思うのです。そういうことで、地域の実情といいますか、何かこの地域の実情において、創意工夫するようなことが起きたときに、それにじゅうぶん委員会として対応して相談に乗る、そういうような立場に立っていると思いますけれども、いかがでしょうか。

○（学教）指導室長

今、委員から、修学旅行にかかわりましてのお話をいただいたところでございますが、小樽市教育委員会におきましては、修学旅行にかかわりましては、小樽市小中学校修学旅行実施基準を定めております。この実施基準に基づきまして、各学校において学習指導要領に基づきまして、実は旅行集団宿泊的行事ということとか、自然文化に親しむこととか、集団生活の在り方とか、とりわけ集団で移動するわけですから、その中でマナーを身につけたりとか、そういう望ましい体験をしていくというたいへん貴重な機会になってございます。したがって、その場合にも、行き先等につきましても、ある程度の基準を設けて、そして各学校で創意工夫をいただいているというところでございます。各学校におきましては、この基準を踏まえながら、修学旅行委員会という委員会を設置してございます。その中でも、実施の基準について、それぞれに情報交換をしながら、学習指導要領に基づいた目的が達成されるよう工夫しているところでございます。今、委員のご指摘の中に、基本的にはそれぞれの学校がこの基準に基づきながら、教育的な目的の効果が最大限確立するよう努力をしていただければというふうに考えてございます。

○佐々木（勝）委員

現場段階では、創意工夫をしながら目的達成のために努力しているということは、評価できるのではないかなと思います。

何といたっても学校現場は子どもが主体です。だから、子どもにとってどうなのかという観点に立って、これからの行事は精選していく。よく言われている子どもの教育が基本ですという考えになりますけれども、この精神は、

子どもたちがやはり意見を表明して発表する機会、夢を語る、そういうようなことの意見表明の機会をぜひつくることと、もう一つは、子どもたちにとってベターではなくてベストのことだけ考えて最善の利益を行政は考えるべきだと私は押さえているのです。そういう面では、大人の都合といいますか、どうしても大人社会の都合で子どもを見がちですけれども、もう一度やはり子どもたちに置きかえて、子どもにとっていったいどうなのかということを立てて、そして行政はそういうことがどうできるのか、そういうことを考えていただきたいと思います。

幼児ことばの教室について

今回、陳情が出されていますけれども、稲穂小学校に併設されている幼児ことばの教室、このことについて、多くの保護者の方から地域を挙げて何としても存続をしていただきたいという部分があがっています。この方面については、代表質問で、私もこれまでの中での行き違いというか、説明責任の問題と、やはり理解と協力を求めるためには、相当踏み込んでいかなければならないのではないかとこのことを整理しながら、今日まで来ていますけれども、この所管が教育委員会ですので、現時点での教育委員会での受止め、それについて聞きたいと思います。

○（学教）学務課長

幼児ことばの教室に関してでありますけれども、今回、陳情が出ているということで、じゅうぶん担当は承知してございます。今回まで何回もご質問も出しましたが、幼児ことばの教室に通っている保護者の説明会、また、その親の会の説明会を11月中に開催をして、私どもの考え方といいますか、支援センターにして相談窓口の一本化、それによる専門職の方による総合指導だとか場所の問題、それから児童デイサービス施設としての支援費制度の適用等を説明しているところでございます。その中で、保護者や親の会の方で、やはり利便性が悪い、場所が悪いだとか、それから説明的な部分もございまして、学校との連携といったこともいろいろ出されてございます。私ども、その説明会の中では、当然ご意見をお聞きして進めるという形にしてございまして、確におっしゃるように場所の部分、設備の部分ということはございまして、今の設備を生かした形でそういったものができないか。福祉部の所管に支援センターというのがありますので、そういった福祉部との連携を今後検討しながら進めていき、さらにはそういった経過も含めて、1回目の説明会は11月に終わったわけですが、重ねてそういった説明会を開き、経過だとか、市の方針を話しながら丁寧に進めていきたいと考えてございます。

○佐々木（勝）委員

思いや願いというものをしっかりと受け止めて、今の話だと、存続可能かどうかも含めて、丁寧に教えるということでもよろしく願います。

○学教教育部長

佐々木（勝）委員が、先ほどおっしゃいましたように、子どもにとって何がベストかという観点につきまして、たくさん問題をじゅうぶんに感じてございますので、福祉部と協議して子どもにとって何がベストなのかという観点から対応したいと思います。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時29分

再開 午後4時56分

○委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

自民党。

○小前委員

自由民主党を代表して、陳情第23号は継続、陳情第18号、第19号、第27号は不採択とする討論を行います。

陳情第23号は、幼児ことばの教室の稲穂小学校併設の存続を求めるものです。我が党は、併設により、利便性や学校教育とのつながりが担保されることなどを考慮し、基本的には、今後、行政と関係者、保護者との話し合いや説明会が行われると聞いておりますので、こうした経過をしっかりと見極め、保護者の皆さんのご意見もじゅうぶんに聞きながら、次の第1回定例会で判断していきたいと考えております。よって、本陳情は継続審査といたします。詳しくは本会議で述べさせていただきます。

○委員長

民主党・市民連合。

○佐々木（勝）委員

民主党・市民連合を代表して、態度を表明します。

議案第6号、第8号、第9号、第21号はすべて可決、陳情第18号、第19号、第23号、第27号、すべて採択といたします。特に陳情を含めて非核港湾条例等への問題等について、今はイラクの問題、非常に大変な時期に来ていると思います。そういう面で、国の進路を決める大事なことだと思いますので、ぜひこの案件については採択を主張し、条例については可決を主張いたします。詳しくは本会議で述べます。

○委員長

共産党。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第6号、議案第8号、議案第9号に反対、議案第21号については賛成、陳情第18号、第19号、第23号、第27号については、すべて採択の討論をいたします。

議案第6号については、地方自治法の改正に伴っての条例案です。公的施設管理への企業の参入に道を開くものであり、住民の福祉を増進する目的に沿っての利用が保障されるかの懸念が払しょくできません。

議案第8号は、退職手当にかかわる条例ですが、雇用保険法の改正に伴って、失業者の受け取る金額が実質目減りになるもので、認めるわけにはいきません。

議案第9号は、市税条例の改正です。今回の改正は、配当所得等の課税方式の見直しに関するものですが、そもそもこの条例改正の基となりました地方税法の改正自体が、第一には金持ち優遇の体制が本質にあり、配偶者の特別控除の上乗せ部分の廃止など、庶民増税となるものであるという見地から反対します。

議案第21号は、我が党提案の小樽市非核港湾条例案です。平和憲法を持つ我が国で、戦争地域に自衛隊派兵を目指すという命の危険にかかわる大変な情勢になっています。地方自治体においては、市民の安全、財産を守るとの立場で、小樽港が平和な港として発展させたいとの市民の願いを実現することが求められています。委員の皆さんの賛同を訴えるものです。

陳情については、いずれも願意妥当と認め、採択を求めます。詳しくは本会議で述べることとして、討論といたします。

○委員長

以上をもって、討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第21号並びに陳情第18号、第19号及び第27号について、一括採決いたします。

議案は可決と、陳情は採択と、それぞれ決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と、陳情はいずれも不採択と、それぞれ決定いたしました。

次に、陳情第23号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決定いたしました。

次に、議案第6号、第8号及び第9号について、一括採決いたします。

可決と決定することに、賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、可決と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、採決いたします。

お諮りいたします。

所管事項の調査は継続審査と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決定いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。